

BTMU

中国月報

第35号 (2008年12月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 中国の4兆元の大型経済対策の内容と効果について

■ 連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第15回：「来料加工廠の法人転換スキームを再考する①」
／来料加工廠の法人転換スキームが注目されている背景」

■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

■ 産業

- ◆ 吉林省長春市の自動車産業～高まる日系企業の進出期待

■ 人民元レポート

- ◆ 瀬戸際に立たされる中国

■ スペシャリストの目

- ◆ 経営戦略：中国市場が変調！～中国事業の見直しが急務
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状—中堅採用のミスマッチと対策②—

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■特 集

- ◆ 中国の4兆元の大型経済対策の内容と効果について
三菱東京UFJ銀行（中国）企画部北京業務グループ調査課……………1

■連 載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第15回：「来料加工廠の法人転換スキームを再考する①」
／来料加工廠の法人転換スキームが注目されている背景」
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室……………11

■経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室……………18

■産 業

- ◆ 吉林省長春市の自動車産業～高まる日系企業の進出期待
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在……………22

■人民元レポート

- ◆ 瀬戸際に立たされる中国
三菱東京UFJ銀行（中国）市場業務部……………27

■スペシャリストの目

- ◆ 経営戦略：中国市場が変調！～中国事業の見直しが急務
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司……………30
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国……………33
- ◆ 人 事：変革期の中国における人事現場の課題と現状
－中堅採用のミスマッチと対策②－
P a s o n a G r o u p……………37

- MUFJ中国ビジネス・ネットワーク……………41

エグゼクティブ・サマリー

特集「中国の4兆元の大型経済対策の内容と効果について」は、先頃発表された4兆元の経済刺激策の内容と経済、産業界へ及ぼす影響について解説しています。内需拡大を軸とする大型経済政策は、金融引締めや諸コスト上昇等の国内要因に加え、世界的な金融危機の影響を受け、景気減速の実体経済への影響が表面化する中、実体経済への影響が深刻化する前に早急に対策を講じたことにより、「自信回復」の面で最も効果があったとし、単なる経済総量の拡大ではなく、産業構造調整による質的向上を不可欠とする政府の中長期的な問題意識や、調和社会と持続的成長の実現の両立を目指す方針が反映されている点を指摘した上で、経済調整には少なくとも2~3年は掛かるものの、今回の調整を乗り越えれば質の高い経済成長を実現出来ると見えています。

連載「華南新拓展 ~ 華南における新しいビジネススキームを考える」第15回 来料加工廠の法人転換スキームを再考する①は、昨今日系企業の間で関心が高まっている、外国企業が生産を委託する法人格を持たない来料加工廠から、法人格を有する生産企業への転換スキームについて考察しています。背景には、法律上の根拠に不明瞭な点のある来料加工のオペレーションに対する日系企業のコンプライアンス対応の強化、中国当局の資金流入に関する外貨管理の厳格化の加工賃送金への影響、増値税改革に伴う購入設備に対する増値税課税、中国政府の「来料加工廠の法人転換」サポート策の発表等が挙げられ、とりわけ加工賃送金と、設備購入のコスト負担増の問題が大きいと指摘した上で、今後「加工賃送金」と「輸入設備課税」に対する政策の方向性を踏まえた対応が、加工廠継続か法人転換かを判断する大きな分岐点になる可能性があるとしています。

経済「中国経済の現状と見通し」は、第3四半期の経済レビュー並びに2008年、2009年通年の経済見通しです。第3四半期の実質GDP成長率は、世界的な景気後退の影響で政策意図を超える輸出の減速を主因に前年比9.0%と前期の同10.1%から低下し、グローバル金融危機下で景気が一段と減速する中、利下げや内需拡大策発表等、政策は過熱抑制モードから危機対応モードへと大きく転換しており、これらを踏まえて今後を展望すると、世界同時不況下でも製品競争力と政策対応により輸出底割れは回避を予想され、内需拡大策で景気底支えの政府方針が明示されたこと等から、2008年通年の実質GDP成長率は9.5%と前年の11.9%から大幅な低下、2009年は8.5%との見通しを示しています。また、海外の対中戦略の厳格化、投資過剰の調整、人民元上昇期待喪失による資金流出等、中国が抱える脆弱性が顕在化するリスクも指摘しています。

産業「吉林省長春市の自動車産業~高まる日系企業の進出期待」は、日系メーカーの進出が期待される吉林省長春市の自動車産業について纏めています。長春市は、自動車を含む特定産業に対する税制やインフラ整備等の東北振興策の下にあることに加え、他地域に比べ安価な労働コストや、国家級開発区に第一汽車グループの完成車メーカー、欧州・中資・日系自動車関連企業が集積しているといった特徴があり、中国の国内自動車生産拠点のなかでも高い位置付けにあります。こうしたなか、トヨタ自動車と同市に総額40億元を投じた第二工場の建設を発表、今後、同社の新工場の立ち上げに伴って、日系部品サプライヤーについても新規進出や既存の中国拠点からの販売増加が期待されるなど、中国自動車市場の新たな展開が予想されると見えています。

人民元レポート「瀬戸際に立たされる中国」は、11月26日に実施された本年4回目の利下げとここに来て矢継ぎ早に発表された経済対策の背景や今後の金利動向について考察しています。一連の措置の背景には、①11月初めまではインフレ懸念を払拭出来ない状態にあったのが、インフレ懸念の後退と信用収縮の回避が重要課題となったこと、②GDP成長率の低下に伴う雇用悪化と社会不安を懸念して、予想外に後退が危ぶまれる景気に配慮したことがあるとした上で、次の利下げのタイミングは、利下げ効果を見極める必要があることや、経済対策効果が実体経済に影響を与えるまでに一定時間が掛かることから、実施されるとすれば来年の旧正月が明けた春頃と予想しています。

スペシャリストの目

経営戦略「中国市場が変調！~中国事業の見直しが急務」は、中国経済の変調が健在化する中で、中国事業の見直しの考え方について纏めています。ビジネス環境の変化が急激であることに鑑み、中国事業の見直しには、現場の詳しい事情と全社的な判断の両側の視点を持つことと、迅速な意思決定が必要とし、実際の見直しの為の再評価→修正計画策定→アクションの流れの中でのポイントとして、業界を俯瞰しなおす、将来を複線的に捉える、顧客ニーズや競合他社の状況について分析、本社からのサポート提供等を挙げた上で、高い成長率を維持し圧倒的な規模を持つ中国市場への取り組みについて、この時期に本格的に分析し思い切った意思決定を行うことが必要になると提言しています。

税務会計「中国の会計・税務」は、会計、税務について日系企業から受ける質問のうち実用的なテーマを取り上げQ&A形式で解説しています。今回は、①中国の新会計基準適用に当って中国現地法人が考慮すべきポイント、②関連企業間利息支出の損金算入の取扱い、についてです。

人事「変革期の中国における人事現場の課題と現状 - 中堅採用のミスマッチと対策② - 」は、前回に続き、中堅採用の課題と対策についてのレポートです。採用現場が抱える「人材が見つかっても給与が高く折り合わない」問題に対して、単一的な給与交渉に加え、①定期的に自社のコア人材の水準と市場状況を比較して処遇を見直す、②成果給の導入で給与構造の弾力を高める、③周辺福利で処遇に差をつける、④雇用形態の棲み分けで報酬テーブルや福利を調整するといった、人材への期待値に応じた総合的な処遇の調整を試みることで、人事獲得のチャンスが大きく広がるとしています。



中国の4兆元の大型経済対策の内容と効果について

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司
企画部北京業務グループ調査課
石 洪

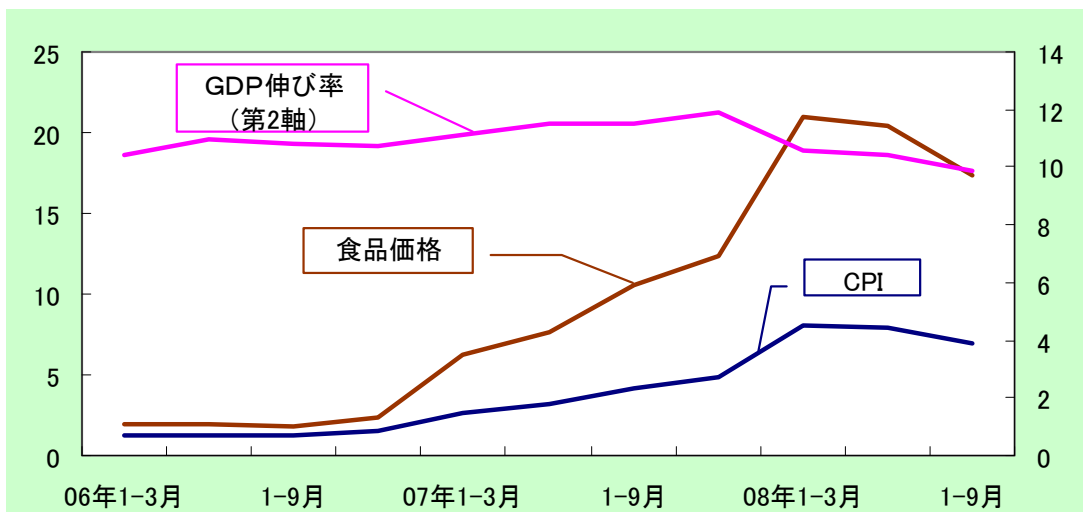
世界的な金融市場の混乱や経済の減速が顕著になる中、中国经济の下振れリスクがさらに高まる様相を強めている。中国政府は、このような内外の経済金融状況の変化に対応し、利下げ及び4兆元に上る経済刺激政策の発表等先手を打ち、市場の自信回復に努め、更に政府投資の拡大を通じて来年の経済成長率は8%を下回らないことを目指している。本稿は経済刺激策の実施背景、内容を説明した上で、経済全体及び業界への影響を分析してみたい。

一、経済刺激策の実施背景

中国のマクロ経済指標からも企業の経営実態からも、9月以降、中国经济は曲がり角を迎えてきたことが示されている。

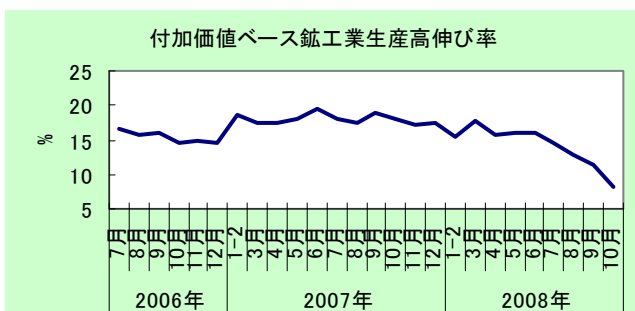
1. マクロ経済指標からみた中国经济の減速

中国の経済は5年連続の2桁成長を経てから、今年第3四半期に9.0%と第1四半期の10.6%、



第2四半期の10.1%から更に減速している。鉱工業生産の伸びは4ヶ月連続して減少し、

10月は8.2%と1998年のアジア金融危機の際の最低レベルに近づいている。又、鉱工業生産の減速に伴い、10月の発電量と電力消費量はそれぞれ前年同期比▲0.82%、▲1.44%となり、いずれも10年ぶりのマイナスの伸びとなった。世界的な金融危機に伴う外需の減少は中国の輸出の伸びを鈍化させ、10月の輸出の伸びは前年同月比3.1ポイント、前月比2.3ポイントの減

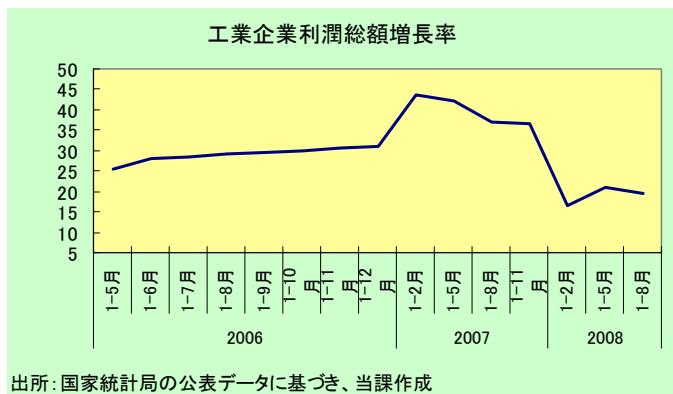


出所：国家統計局の公表データに基づき、当課作成。

速となった。

資金面から見ると、10月のマネーサプライ(M2)の伸び率は15.0%で、2005年6月以来の低い水準となった。流通中の現金及び企業の当座預金を反映するM1の伸び率は8.9%とアジア通貨危機以降で最低となった。

2. 実体経済への影響が表面化

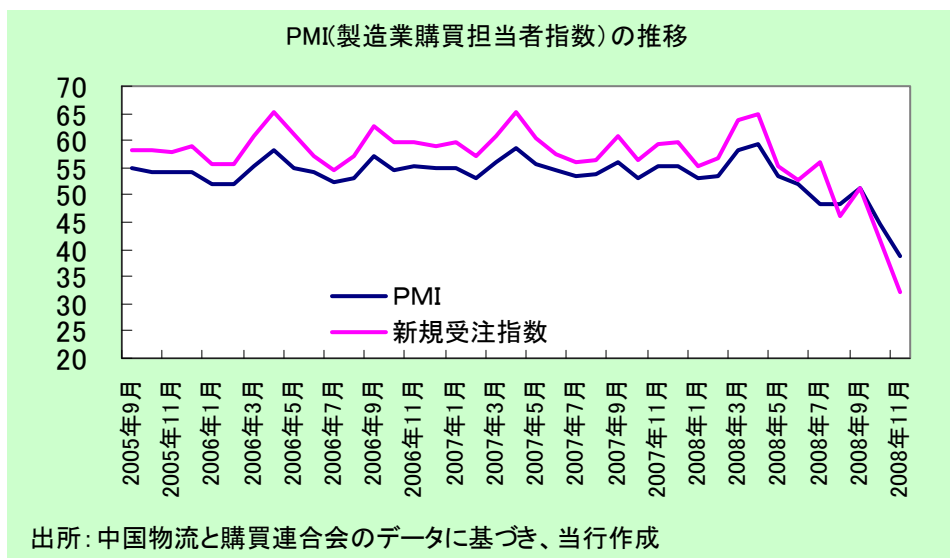


ミクロ的にも、企業の利益の伸びは鈍化し、在庫は増加している。1-9月、上海と深圳に上場している企業の純益は前年同期比10.2%増となったものの、伸び率は1-6月と比べ9.0ポイント下落した。特に7-9月の純益は前年同期比▲7.6%と大幅減益となった。又、1-9月の粗利益率は6.3%(金融業除外)となり、2007年の21.2%より大幅に低下し、外需の低迷とエネルギーや原材料価格の高騰による

コスト高は利益率を圧迫していることが示された。一方、1-9月で原材料高に備えて在庫を多めに蓄えた企業は、10月以降の原材料価格の暴落を受けて、在庫調整に迫られている。

WIND資訊社(民間の金融情報サービス会社)のデータによれば、比較可能な682社の上場企業の1-9月の在庫高は8821億元、前年同期の5930億元と比べれば49%も増えた。特に、鉄鋼、非鉄金属、石油会社の在庫は悪化している。通年の業績見通しも楽観できない。11月11日時点で、527社の上場企業は通年の業績見通しを発表し、その内、237社は前年水準を下回る(112社は赤字の見通し)とみており、全体の45%を占めている。一方、前年を上回る業績見通しを発表したのは119社で、全体の23%にすぎない。

中国物流と買付連合会が発表した11月の製造業購買担当者指数(PMI)は38.8%となり、前月比5.8ポイント下落した。PMIは受注、生産、原材料在庫と完成品在庫を示す総合指数であり、同指数は50%以上になると景気拡大、50%以下の場合には景気後退を表している。その中、11月の新規受注指数は10月の下落趨勢に続き、前年同期比9.4%減の32.3%まで落ち込んだ。29業種の内、煙草業だけ新規受注指数が50%を超えた。



3. 不動産市場の不況と株式市場の暴落

不動産市場は昨年から続いたマクロコントロールの調整を受けて、取引面積、成約件数、成約額、投資額と着工面積のいずれも前年同期に比して下落している。不動産業は、鉄鋼、セメント、建機、建材と家電消費などの多くの業界に対して牽引効果があるだけに、不動産市場の不況はこれらの業界への打撃が大きい。

株式市場は実体経済以上に不況を呈している。上海総合株価指数はピーク時（2007年10月16日）の6,124ポイントからボトム時（2008年10月28日）の1,665ポイントへと、72.8%も落ち込んだ。投資家にとっては、逆資産効果が出てきている。又、企業の投資収益は大幅に下落し、中信証券によれば、投資収益の営業利益に対する寄与度はマイナスに落ち込んだ。

4. 雇用状況が悪化

企業の業績不振は雇用情勢を深刻化させている。11月25日、中国の人的資源と社会保障部長は記者会見で、10月以降、国際経済情勢の変化は中国の雇用に一定の影響を及ぼし、農村からの労働者の郷帰りも徐々に増加していることを表明した。同記者会見で明らかになった数字によれば、今年1-9月都市部の新規雇用増加率は前年同期比9%であったが、10月は同8%台に下落し、ここ数年来で初めての減速となった。求人者増加率も初めてマイナス成長に転落した。中国最大の輸出地である深圳市の許宗衡市長は、08年は同市では682社の企業が閉鎖或いは生産停止し、5万人の失業者が出ており、アジア金融危機時よりも厳しいと声明した。また、上海労働保障局も10月以降の求人者は前年同期の水準を下回ったと発表した。

このように、世界的に見て9%の経済成長率は決して悪くはないといいながらも、過去5年と比べれば減速が鮮明となってきており、且つ、雇用安定化のため8%以上の経済成長を死守しなければならないのは中国の特別な事情でもある。

これらの局面をもたらしたものとして、年初からの金融引締め政策、原材料価格の高騰、人民元切り上げや人件費上昇及び外需の減少による輸出の減速、株価急落による含み益の減少など複数の要因が働いているが、米国に端を発した世界的な金融危機の影響も少なくない。

このような背景で、中国政府は2008年7月に、経済工作目标を「経済過熱とインフレの防止」から「経済の比較的速い成長の維持及びインフレの防止」に修正し、その後、物価上昇圧力の低下もあり、10月17日に第4四半期の経済工作目标を「経済成長の維持を優先させる」ことに転換した。経済成長目標の転換に合わせて、11月5日の国務院常務会議は、マクロコントロール政策を金融引締めから積極的な財政出動と適度の金融緩和にシフトした。4日後の11月9日に、国務院は4兆元の大型景気対策を発表した。

二、経済景気対策の内容

1. 最近の経済挺入れ政策のまとめ

表1 最近の経済挺入れ政策

一、金融政策

<p>1. 利下げ及び預金準備率の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>本年9月に利下げに転じて以降、4回の利下げを実施。</u> <ul style="list-style-type: none"> 【1年もの貸出基準金利】7.47%→7.20% (9月16日▲0.27%) →6.93% (10月9日▲0.27%) →6.66% (10月30日▲0.27%) →5.58% (11月27日▲1.08%) 【1年もの預金基準金利】4.14%→3.87% (10月9日▲0.27%) →3.60% (10月30日▲0.27%) →2.52% (11月27日▲1.08%) ➢ <u>預金準備率が3回引下げ。</u> <ul style="list-style-type: none"> 【大手銀行】(工商銀行・農業銀行・中国銀行・建設銀行・交通銀行・郵政貯蓄銀行) 17.5%→17.0% (10月15日▲0.5%) →16.0% (12月5日▲1.0%) 【その他の中小金融機関以外の金融機関】 17.5%→16.5% (9月25日▲1.0%) →16.0% (10月15日▲0.5%) →14.0% (12月5日▲2.0%)
<p>2. 商業銀行の貸出規制緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 7月にこれまでの金融引締めの影響を受け、資金繰りに苦しむ中小企業を支援するため、人民銀行は「中小企業向け貸出専門資金」として今年の商業銀行の貸出増加枠を5%-10%拡大し、また、小企業や個人への小口貸出限度額を大幅に上げた。 ➢ 10月20日に開かれた中央銀行の内部会議で、農業、中小企業及び災害再建向け貸出増加額を商業銀行の今年の貸出枠から控除して計算することを決定。 ➢ 10月31日、人民銀行のスポークスマンが新華社記者の取材に対し、現在、人民銀行は商業銀行の貸出計画に対する「ハード規制」(貸出枠規制)を取消すと報じられた。金融緩和政策及び内需拡大政策を受けて、各銀行は今年度の貸出規模を拡大し、12月2日時点で建設銀行、国家開発銀行等の8行は合計4000億元増枠し、インフラ建設、福祉厚生施設、農業等の分野に投入することを発表した

二、財政政策

<p>1. 増値税還付率の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 7月31日に財政部と国家税務総局は、8月1日より一部の紡績、アパレル製品の増値税輸出還付率を11%から13%に引上げ、苦境に立たされた輸出企業に援助の手を差し伸べた。 ➢ 10月21日に財政部と国家税務総局は、11月1日よりアパレル、玩具、紡績品、一部の家具、陶磁器、プラスチック製品など3,486品目(輸出商品品目全体の25.8%を占める)の商品の増値税輸出還付率を引上げることを発表し、輸出の冷え込みを防止する意図が鮮明となった。
<p>2. 預金利子税の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財政部は10月9日より預金利子税を停止することを発表、10年も実施されてきた利子税は廃止された。消費促進並びにマイナスの実質金利是正のためとみられている。
<p>3. 低所得層への補助を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 10月22日、財政部は低所得層家庭、地震被害地区家庭の就学及び生活補助金を引上げ、総額400億元の財政支出を増やすことを決定。
<p>4. 増値税改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財政部の生産性増値税から消費性増値税への移行という増値税改革案は国務院に認可され、2009年1月1日から施行される。減税規模は1,200億元に達する見込み。
<p>5. 穀物の最低買上げ価格を大幅に引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 10月20日、発改委は農民の収入を増やし、食糧生産を促進するため、2009年の穀物の買上げ価格を大幅に引上げ、農民への農業生産補助金を引上げることを発表。
<p>6. 中小企業信用保証資金を増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 10月29日、中小企業の融資難を緩和するため、財政部は国務院の許可を得て、新たに10億元を増やし、中小企業の信用保証専門資金に使う。これにより、2008年の中小企

業信用保証資金は18億元に達し、前年比大幅に増加した。

7. 公共投資の拡大

- 11月9日、国務院は4兆元の大型景気対策を発表（後段で詳述する）。

三、不動産市場の挺入れ策

1. 不動産取引関連税の税率の引下げ

- 10月22日、財政部と国家税務総局は11月1日より個人が90平米以下の住宅を初購入する時の住宅の契税（譲渡税）を1.5%から1.0%に引下げ、印紙税、土地増値税を免除することを発表。

2. 住宅ローンの優遇措置

- 人民銀行は10月27日から商業銀行の個人向け住宅ローン金利の下限を従来の基準金利の85%から70%に、頭金比率を30%から20%に引下げ。
- 10月9日より個人向け住宅積立金ローンの貸出金利を0.27%引下げた。

3. 地方政府の奨励措置

- 9月以降、南京、上海、杭州、長沙、瀋陽、西安などの20数都市が相次いで不動産市場の挺子入れ政策を施行。
- 10月22日に財政部は民生保障措置の強化に関する措置を発表、地方政府の住宅購入を奨励するための各種費用減免措置を認めた。

四、株式市場の挺入れ策

1. 証券取引印紙税引下げ

- 財政部は4月24日より証券取引印紙税を0.3%から0.1%に引下げた。
- 財政部は9月19日より証券印紙税課税方式を売買双方に対する課税から売り方の片方に対する課税に変更。これは1991年証券取引所開設以来、初めてのこと。

2. 上場企業の自社株買い制限を緩和

- 9月21日、証監会が「上場企業が集中競売取引方式による自社株買い補充規定」を発表、上場企業の自社株買いの行政許可制を廃止した。
- その後、中央匯金公司は2,500万元を出し、工商銀行、建設銀行、中国銀行のA株を買い増した。中国石油などの国有大手も自社株の買戻しを行った。

3. 信用取引を解禁

- 10月5日、株式市場への資金流入の拡大を狙い、証監会は国務院の許可を得て信用取引を開始することを発表。

4. 上場企業の現金配当基準を引上げ

- 10月9日、証監会が「上場企業の現金配当規定の修正に関する決定」を発表、上場企業の株式再発行条件としての現金配当最低基準を引上げ、投資家の投資リターンを保証する。

5. 上場企業の株主が自社株を担保とした転換可能社債の発行を認可

- 10月19日、証監会が「上場企業の株主の転換可能社債の発行に関する試行規定」を発表、上場企業の株主が売却制限のない株式を担保に転換可能社債を発行することを認め、株主の資金繰り難を緩和すると同時に、株主の株売却による市場インパクトを軽減。

6. 証券取引決済資金の利子所得に対する個人所得税を免除

- 10月26日、財政部と国家税務総局は国務院の認可を得て、10月9日より個人投資家の証券取引決済資金の利子所得に対する個人所得税を免除することを発表。

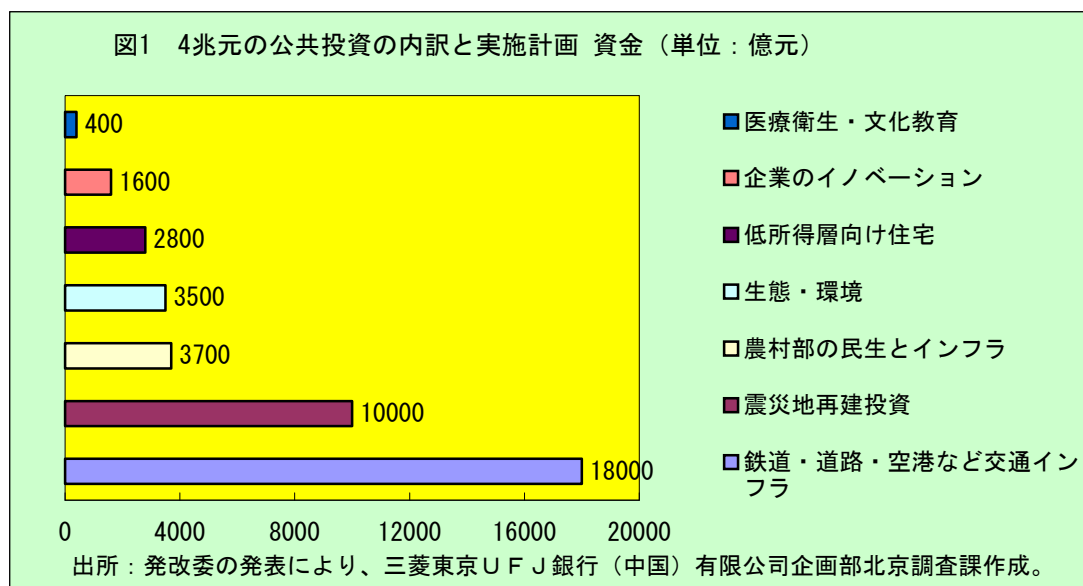
7. 証券会社の業務範囲審査批准を緩和

- 10月31日、証監会は「証券会社業務範囲審査批准暫定規定」を2008年12月1日から施行することを発表、証券会社の業務展開について従来の「法律準拠がなければ、禁止する」ことから「法律に禁止されていないければ、可能」という監督管理の方針転換を示し、証券会社の業務革新を促進することを図った。

出所：公表資料に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部北京調査課作成。

2. 4兆元の大型景気対策の内容

11月9日に閉会された国務院常務会議に於いて2010年末までの2年間で計4兆元(約57兆円)の大型景気対策が発表された。27日に、国家發展改革委員会(発改委と略称)の張平主任は、4兆元の内、中央財政資金は1.18兆元、残りの2.82兆元は地方財政と民間投資で賄われることを明らかにした。支出先は下図の通り、7つの分野に割り当てられるが、その半分近くは鉄道・道路・空港等の交通インフラ整備であるが、1998年のアジア金融危機時に行った投資拡大策と比べれば、消費(農村部の民生とインフラ、低所得層向け住宅、医療衛生)と構造改革(企業のイノベーション、環境保護事業)の分野でも対策が講じられ、内需拡大の効果が大きいとみられる。



又、投資効果を早く顕現させるため、1,000億元の投資規模を今年第4四半期に実行する。12月2日、国家發展改革委員会はこの1,000億元の財政支出の細目を発表し(表2)、同1,000億元は4,000億元の民間投資を引き出し、雇用の安定化及び関連業界の生産拡大に寄与できると指摘した。又、同1,000億元のプロジェクトは2009年~2010年で合計4兆元の投資需要を生み出すと説明しているように、向こう2年の投資重点分野が見えてくる。

更に、各中央部門(業界管理当局)は関連投資計画と支援策(表3)、地方政府レベル(行政部門)でも各種公共投資と不動産投資促進策を続けて発表している。不完全な統計ではあるが、現時点の中央部門による発表額は10兆元前後、地方政府による発表額合計は18兆元に上るが、中国特有の業界部門と行政部門によるクロス管理もあり、重複する部分が少なくないものと見られる。

表2 年内投入予定 1,000 億元の投資明細

具体的な投資分野	中央投資 (億元)		地方投資 (億元)		波及効果	
					鉄鋼需要 (万吨)	セメント需 要(万吨)
教育・医療衛生・文化事業	130	142.57				
教育小計	44	16.6	30	100	砂利 405 万 トン	
中西部農村校舎改造	30					
中等職業教育基礎能力	10					
特別教育機構新設	4					
医療小計	68	89.9				
基礎衛生施設新設	48	17.8				
漢方医病院新設	10	42.5				
計画生育サービス施設新設	10	29.6				
文化小計	18	36.07				
農村地区の総合文化施設	8	5.57	5.76	33		
観光インフラ新規建設	10	30.5				
エコノミ住宅	92		65	50		
安価の賃貸住宅建設	75					
バラック住宅改築	17		12	30		
インフラ関連	230	702				
鉄道	150	350	161	1000	50 万人就職	
民用航空	30	292	50	1000	関連設備 8-10 億元	
汚水ゴミ処理・下水道	50	60	30	110	汚水処理設 備	
農業水利関連	255	282.89				
農業関連小計	24.5	9.891				
優良食糧産業インフラ整備	8					
動物防疫体系建設	7	3.757				
品質安全管理体系改善	5	1.654			測量機器 1.4 万台	
農墾区老朽住宅改造	1.5	1.48				
遊牧民定住工程	3	3				
水利工程小計	200	200	10	400	就職増加、農 民増収	
農村飲料水改善工程	50					
大中規模ダム補強工事	30					
灌漑地区節水改築工事	30					
洪水対策、水資源保障	52.94					
中部4省大型水揚げポン プステーション改善	9.06					
水土流出改善	8					
南水北調工程	20					
内: 主要工事	14.74					
東線汚水排出	5.26					
メタンガス工程	30	73		470	農用車発注 1.72 万台	
メタンガス使用工程	23					
養殖団地のメタンガス利用等	2					
村サービスネットワーク建設	5					

林業関連		37	13.4		
	防護林工事	25			
	天然林木保全工事	10			
	林業区のバラック住宅改築	1.5			
合計		743	1,141	363.8	3,193

注:発改委の公表資料に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部北京調査課作成。

表3 各部門の内需拡大対策及び関連投資計画一覧表

発表時期	主管部門	金額(億元)	実行時期	対象&範囲	主要内容	目標と効果
11-13	国家発展改革委員会	1,000	2008年	年内投資項目	表1をご参照。	内需拡大・経済の安定成長を促進
11-11	交通運輸部	50,000	2009年	道路・航空・港口などの建設	①北京-上海間の高速鉄道など一連の民用鉄道の建設、②包頭-西安間の石炭運輸鉄道の建設、③西部のエネルギー・資源運輸鉄道の建設	
11-13	住宅・都市農村建設部	9,000	2009-2011年	格安賃貸住宅、中低所得者向け住宅の建設など	約200万戸余りの格安賃貸住宅と400万戸余りのエコ住宅を増やし、220万件余りの林業・農業・鉱区のバラックの改造など。	3年間で747戸の低所得世帯の住宅難を解決する。
11-12	水利部	200	2008年10-12月	農村水利事業	表1の水利投資部分をご参照。	食糧安全の保障に関わる水利問題を解決
11-13	環境保護部	10,000	2009-2011年	環境保護・省エネ	新エネルギー・再生可能エネルギー(特に原子力・風力発電・太陽光)の開発。投資重点:①汚水処理・排気処理、②農村環境保護、③科学技術、④核廃棄物・固定廃棄物処理	
11-13	民航局	2,500	2008-2010年	航空インフラ建設	・2008年の建設中規模は1,000億元 ・西部の空港建設など	
11-14	農業部	51.5	2008年	農業設備・農民生活の改善	表1の農業・メタンガス工程部分をご参照	
11-17	鉄道部	20,000		鉄道建設	①高速鉄道プロジェクト、②石炭運輸専用鉄道プロジェクト、③西部のエネルギー・資源運輸鉄道の建設	
11-20	工業と情報化部	経済促進10措置		工業経済	TD-SCDMAの研究・産業化事業を促進等10項目の措置。	工業経済の安定・比較的速い成長を確保
11-30	財政部・商務部・工業と情報化部	購入価格の13%は財政負担	2009-2012年	家電の農村販売促進	カラーTV、冷蔵庫、洗濯機、携帯電話に限定。合計4.8億台が販売される見込み。	消費牽引効果は9200億元。メーカー90社と物流企業57社が落札。

注:発改委の公表資料に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部北京調査課作成。

三、大型経済対策の効果について

中国政府が内需拡大を軸とした大規模な景気刺激策を発表し、実体経済への影響が深刻化する前に早急に手を打ったことは、「自信回復」の面で最も効果があったといえよう。金融危機の影響は心理面で大きく反映され、先行きへの不透明感・不安が増せば、投資と消費活動を控える負のスパイラルに陥るリスクもあったため、自信回復が重要と見られていた。今回の大規模な投資政策の発表により、今年の経済減速に対する不安を払拭するだけでなく、2009年と2010年に向けた経済成長も確保できよう。国家发展改革委員会の試算によれば、4兆元の投資は2010年まで毎年1%の経済成長を押し上げるという。

今回の総額4兆元の投資が、中国経済成長に具体的にどれ程の寄与ができるかについては、推算が難しいものの、通常、投資効果が結果として具体的に出始めるまでには概ね9~12ヶ月のタイム・ラグがあると言われている。また年内実行金額は、今回発表額の1/10程度とされており、効果が顕現化するのは来年後半になると見られる。もっともインフラ投資は経済発展の基礎を成すものであり、中長期的にも、中国経済の発展にプラスに働くものと思われる。これまで発表された投資細目をみると、インフラ投資・民生改善に関連する業界、例えば鉄鋼・セメント・建機・輸送車・水利施設・汚水/ごみ処理設備・医療機器などにおいて、その直接的恩恵を享受できよう。これらの分野・政策は、地場企業に傾斜して実施される傾向にあり、外資系企業のビジネス活動において、どの程度メリットが享受できるかは未知数と言えよう。一方で、10項目措置の中に、基礎医療衛生サービス体系の確立、農民や低所得者、退職者への生活補助金水準の引き上げなど、消費拡大のネックの解消に取り組む内容、環境対策や産業技術の向上など産業構造調整の内容が組み入れられたことは、評価できよう。公的資金が、インフラ（固定資産）投資だけでなく、消費拡大そして産業構造調整にも支出される点は従来と比べ大きな進歩であり、単に経済総量の拡大ではなく、質の向上も不可欠とする政府の長期的な課題意識が反映されている。

このような中で、中国進出外資系企業にとっては、付加価値税減税措置（来年1月1日以降、原材料購入支出とともに、従来控除できなかった固定資産投資支出も控除項目となるため、企業にとって設備投資を行うことで節税効果が生まれる）により、短期的には企業の税負担が軽減でき（公的発表では1,200億元の減税効果）、企業の設備投資を刺激し生産技術のレベルアップを促す効果が期待できよう。

大規模の投資は計画通りに実行されれば、経済成長を支える効果だけではなく、経済成長の質も引き続き改善することができるが、一方では、投資拡大のムードに乗り出してこれまで厳しく規制されてきたエネルギー多消費のプロジェクト或いは汚染物排出の多いプロジェクトを再開し、公益性より収益性の高いプロジェクトに殺到して重複生産と過剰生産を招くのではないかと懸念の声もあった。

これに対し、国家发展改革委員会の張平主任は、4兆元の投資分野は①民生、②農村・農業・農民の需要、③インフラ建設、④医療衛生と文化教育事業、⑤環境保護、⑥技術革新と構造調整となることから、大規模の生産能力を形成させるようなプロジェクト、並びに「エネルギー多消費と汚染排出物の多いプロジェクト」は含まれず、且つ第11次5ヵ年計画に一致しなければならないので、重複生産にはならないと言明した上で、総額4兆元の投資は全社会固定資産投資の一部のみであり、2007年の全社会固定資産投資は13兆元超であり、2008年は17兆元を超え、2009年は20兆元になる見込みだと強調した。更に、不正を防止するため、中央政府は既に24の監査グループを

派遣し、関連財政支出の資金使用状況をフォローしている。

4兆元の財源の中には銀行融資もかなりの比率に含まれると見られるが、中央の政策方針に基づき展開されるプロジェクトにおいて、採算性や効率性が十分議論されないまま実施に移された場合、再び銀行の不良資産増大への道を歩む懸念も完全には排除できず、財源も含め、その実施状況には中期的に注視して行く必要がある。

四、今後の見通し

2003年からの2桁の経済成長は今年に入って減速局面を迎え、大型経済対策が早急に実施されたとしても、中国経済の減速局面を変えることはできないものとみられている。これは経済周期というものが働いているためである。但し、大型経済対策の実施により経済下振れ幅を縮小させ、経済調整の期間を短縮させる効果が期待できる。国家发展改革委員会投資研究所の研究者にヒアリングしたところによると、中国政府は手を打たなければ、中国経済は6-7%まで減速するが、それを8%に押し上げるためには大体4兆元の投資が必要だとの試算がある。言い換えれば、中国政府は少なくとも8%の経済成長を維持させようとしている。

向こう2-3年の経済を占うには、内需拡大策のほか、世界経済がいつ回復できるかも重要なポイントである。IMFは今年11月時点の見通しでは、2009年は米国▲0.7%、日本▲0.2%、英国▲1.3%へと経済成長率を下方修正した。又、世界銀行は11月25日に発表した「中国経済四半期報告」では、中国の実体経済は、貿易や外資直接投資等を通じ、世界経済に組み込まれており、世界経済減速の影響を免れないと指摘し、2008年の経済成長は9.4%に鈍化し、2009年では7.5%に一段と減速すると予測した。一方、12月2日に中国社会科学院数量経済研究所が発表した「中国経済青書」は、2009年のGDP伸び率はやや下落するものの、9%以上の経済成長が維持でき、物価も5%以下となるとの見通しを示した。同研究所は、外需が低迷している中、内需、特に消費需要を拡大し、投資を安定化し、非生産性の投資を適度に増やせば、目標を達成できると見ている。来年の中国経済に対する見通しは、内外の温度差はかなり大きい。

中国政府は、人と環境に配慮した「調和社会」の実現と持続的経済成長の実現の両立に向け、従来のような超高速での経済発展から、今後は適度な速度での発展を目指す方針を、年初時点で掲げていた。世界的な金融危機の影響を受けてマクロコントロール政策上の調整があっても、この方針は今回の大型経済対策でも徹底されている。今月8日に開催される中央経済工作会議も経済構造調整が重要なテーマだと聞いている。より長期的な目で中国経済を見るにはこの視角が重要である。

中国の経済調整は、2003年からの経済拡張期にできた過剰を消化し、輸出構造と経済成長パターンを転換させて初めて実現できるものであり、これには少なくとも2-3年が掛かるであろうし、不確定要因も多く存在している。然しながら、30年の改革開放を通じてできた市場競争から生まれてきたビジネスチャンスと圧力、相対的に遅れている発展水準から生まれてきた成長の余地、よりよい生活を志向する精神力などを考えると、中国経済は今回の調整を乗り越えれば、より生産性の高く、質の高い経済成長を迎えるものと信じている。

以上



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第15回：「来料加工廠の法人転換スキームを再考する ①」

／ 来料加工廠の法人転換スキームが注目されている背景」

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。今回から2回にわたり、日系企業の皆様の関心が高まっている「来料加工廠の法人転換」スキームについて考えてみたいと思います。

1. 「来料加工廠の法人転換」とは

「来料加工廠の法人転換」とは、広東省を中心に外国企業からの生産委託または加工工場として存在する法人格を持たない加工廠を、法人格を有する生産企業に転換することを指します。

(1) 来料加工廠について

最初に、法人転換の話に入る前に“来料加工廠”について考えてみます。来料加工廠は、各地の工商行政管理局で登記され、営業（経営）許可証が発行されており、中国当局にも認められた一事業体とみることができます。加工廠は、一般的には、外国企業が中国側の鎮（村）政府の郷鎮企業から土地・建物を借り受けた加工工場で、無償で貸与された原材料・設備を使って製品等の生産を行っていることは周知の通りです。ただし、外貿権（注1）はありませんので、外貿公司や輸出入公司と称される経営企業を介して、増値税や関税の支払いを留保された状態で、原材料や製品の輸出入を行っています。つまり、来料加工廠は、中国で加工貿易制度を利用した保税取引を行うための一事業体と位置付けることもできます（注2）。なお、来料加工廠の工場オペレーションを実質的にコントロールしているのは、外国側の場合に限らず、中国側の場合もあって、地域性等によって加工廠を活用したそれぞれの事業形態が存在するのが実情となっています。

（注1）“外貿権”とは、①「對外貿易經營者備案登記弁法」に従って登録し、幅広い商品を輸出入できる“對外貿易権”（輸出入公司や8号令現法等が有している）と、②原材料の輸入と生産製品の輸出を行う“自營の貿易権”（外資生産型企業は設立時より備わるのに対し、中資の場合、最低資本金50万人民元以上等の条件による登記制となる）を指します。

（注2）加工貿易の取引形態は、主に“来料加工”と“進料加工”に分けられます。加工廠は、無償で材料の提供を受け、生産した製品を全量輸出し、加工賃のみを支払う形態である“来料加工”取引が大半と考えられるため、一般に“来料加工廠”と称されます。従って「来料加工の取引形態を行うための中国側の一事業体」と換言することもできるでしょう。

こうした加工廠を活用したオペレーションを行っているのは、香港系企業を主力として、台湾企業や日系企業が多いと思われます。振り返ってみると、日系企業は、80年代半ば以降、円高や

国内市場での競争激化等により、コスト軽減に向けて製造業を中心に海外進出の必要性が高まっていたのですが、当時は依然として中国への投資リスクは大きいとみられていたのが実情でした。こうした状況下、中国へ進出する日系企業にとって、香港拠点を生産委託元とした加工廠を活用した来料加工オペレーションはこうしたニーズを満たすうえで、相対的にみて最適なスキームだったと考えられるでしょう。具体的には、①材料や設備は海外資産扱いとなるため、資本投下リスクを軽減できる、②地理的に中国に最も近い香港を活用することで、生産委託先はもとより、仕入先や販売先へのサポートを行える、③相対的に物流・資金決済インフラも整備されていた香港を活用すれば、輸送面での“速達性”と“定時性”によるメリットや中国の厳しい外貨管理を回避した円滑な資金決済によるメリットを享受できる、④加工貿易制度を活用して、物流コスト、在庫負担等を抑制可能な転廠取引をはじめとする保税取引を実現できる、といった可能性があったわけです。このため、80年代後半以降、加工廠による加工貿易オペレーションを広東省で立ち上げる動きが活発化したと考えることもできるでしょう。

(2) 「来料加工廠の法人転換」のパターン

一方、日系企業の「来料加工廠の法人転換」では、加工廠からみれば、①外国企業と直接来料加工契約を締結している加工廠を法人転換するパターンに加え、②外国企業が、生産を委託している在香港企業が来料加工契約を締結している加工廠を法人転換するパターンもあります。一方、新法人からみれば、③外国企業が外商投資企業（独資／外国企業 100%出資）等を同一地域とは限らない場所に一旦設立して、加工廠から取引等を移管するパターンに加え、④外国企業が加工廠と同一登記場所で外商投資企業等を設立し、加工廠自体を法人に切り替えるパターンが考えられます。

2. 「来料加工廠の法人転換」スキームが注目されている背景

以前より「来料加工廠の法人転換」の議論は行われてきた経緯にありますが、ここにきて俄かに、その転換スキームに日系企業の皆様の関心が高まっている背景には、図表1の通り、企業側と政府側のそれぞれの事情があるものと思われます。

図表1：「来料加工廠の法人転換」スキームが日系企業に注目されている背景

日系企業側の要因	①強化されてきた日系企業のコンプライアンス(法令遵守)対応やリスクマネジメント
	②中国当局による資金流入規制の影響
	③懸念される増値税改革の影響
政府側の要因	中国政府による法人転換サポート策の発表

(1) 日系企業側による法人転換の必要性の高まり

まず、日系企業側による法人転換の必要性の高まりが挙げられます。これは、以下の3つの複合的な要素が影響していると考えられます。

① 強化されてきた日系企業のコンプライアンス（法令遵守）対応やリスクマネジメント

2008年4月以降、上場企業に適用されるJ-SOX法（日本版SOX法）の施行に伴い、日系企業にもコンプライアンス対応やリスクマネジメントを行う内部体制の整備が求められてきたことがあります。コンプライアンス対応では、企業が経営活動を行っていく中で、法律や各種規制を遵守することが求められています。他方、リスクマネジメントでは、企業が経営活動を行っていく中で、マイナスの影響を及ぼす要因を未然に防止するために、リスクの把握・分析と業務プロセスの見直しも必要とされてきています。この点、来料加工廠を活用したオペレーションの中には、法律上の根拠が不明瞭な点も災いして、将来的に企業の経営活動にマイナスの影響を及ぼすリスクが潜んでいるケースもあります。以下では、必ずしも日系の加工廠オペレーションに当てはまる話ではないのですが、いくつか事例を挙げてみます。まず、来料加工廠で業務を行う従業員の雇用主体は、中国側の郷鎮企業となっており、雇用実態を十分に把握できていない企業もみられるため、一部では、個人所得税の未払いや社会保険への未加入といった問題を抱えていることがあります。また、時には、鎮より借り受けた賃貸工場の立地が、土地使用者が有している土地使用権証上で「国有払下土地使用権」でなく「割当土地使用権」や「集団土地使用権」になっていた（注3）、房地產権証の内容と実際に建築された工場建屋が一致しないケースがあったりすることも考えられます。こうした場合、来料加工廠を長期的に使用できるかどうか疑問符がつくことになり、経営活動を継続していくに当たって大きなリスクとなってきます。さらに、来料加工廠が輸入する材料や設備に対しては、増値税・関税の支払いが留保されており、以前は税関が輸入時の価格設定を細かく査定していなかったケースが多かったため、委託先の内部管理が行き届いていない場合などには、加工廠または経営企業の税関担当者の中には税関宛ての輸入申告価額を実際価格と比べ低く申告するようなケースもみられていました（注4）。このため、来料加工廠において、工場オペレーションの主体が外国側もしくは中国側であっても、事例で示したオペレーションが引き続き残存しているようなケースでは、生産委託工場のコンプライアンス対応やリスクマネジメントの観点からドラスティックな改善を行う手段のひとつとして、加工廠の所在場所から他地域に移ることも含めて、法人転換という選択肢を検討する動きが出てきているのだと考えています。

もっとも、先述したような事例については、加工廠を法人転換すれば、全て解決できる問題というわけではありません。法人によるオペレーションを行えば、加工廠の場合と比べガバナンスが効き易くなる点がありますが、法人化は“万能薬”ではなく、引き続きコンプライアンス面等での問題が残っている企業もみられるのが実情です。逆に言えば、来料加工廠のオペレーションであっても、先述したような問題を抱えている場合には、それを洗い出し、対策を講じることで、社内のコンプライアンスやリスクマネジメントの基準を充足させ、加工廠を継続している日系企業の事例もある点もお伝えしておきたいと思います。

（注3）このケースでは、土地使用権証上の土地使用者と「国有払下土地使用権」であるかどうかを確認する必要があります。「割当土地使用権」の場合、元々公的性質を有する用途での使用以外は認められていないうえ、「集団土地使用権」の場合、元々非農業用途での賃貸が禁止されています。

（注4）最近では、こうした来料加工廠による「アンダーバリュー方式」に対する輸出入に対する税関の見方が厳しくなりつつありますので、設備の輸入時に課される検疫費等の軽減効果も限られてきています。

② 中国当局による資金流入規制の影響

次に、最近、中国当局による資金流入規制が強化されてきたことも要因として挙げられます。これは、資金流入規制によって、香港法人等の海外の生産委託元から来料加工廠に送金する加工賃の送金ルートが次第に狭まる可能性があることが挙げられます。

まずは、来料加工廠オペレーションによる資金流入規制の影響を考えるために、生産委託元から送金される加工賃について考えてみます。加工賃には、来料加工契約に定められた賃金、工場賃貸費用、光熱費、各種管理費用などを含む加工廠の運営に必要な経費が含まれます。加工賃にこうした必要経費を含めると、海外から合法的に送金できることは言うまでもありません。ただし、来料加工廠の運営にあたっては、受け取った加工賃の10数%~20数%を“手数料”として現地政府（市、区、鎮等）に納付しなければならないうえ、工場に必要な経費額と加工賃の送金額が厳密に一致することは難しいため、日系企業の中にも、この“手数料”を削減するために、地方政府の承認の下、加工賃を調整してきたケースがみられます。通常、加工賃の計算手法は、地域性および企業毎に異なりますが、①人頭税と呼ばれる従業員一人当たりの給与等をベースに決定する手法、②予め決定された製品単価当たりの加工賃に輸出数量を乗じる手法、③材料の輸入報関単（輸入報告書）金額や製品の輸出金額を基に算出する手法（注5）、などがあります。①~③の手法で決定される加工賃を調整しようとするれば（この点は先述したコンプライアンス面の問題にも繋がるわけですが）、従業員数、生産規模、輸入材料や輸出製品単価等を実際より低めに申告するといったことが行われることもあります。こうした要因を受けて、加工賃が実際に必要な経費よりも少ない金額に調整されている場合には、加工廠で不足する送金額を他の手法でカバーする必要があります。例えば、加工賃に含まれない送金分を、地方の外貨管理局が認めた送金使途によって“総合費用口座”に送金するといった手段などで対応してきたケースもみられてきました。

（注5）合同(契約)により地方当局が独自に工場側の付加価値率を算定して加工賃が決定されるケースもみられるため、委託先と委託元だけで加工賃を調整できるわけではありません。

こうした状況下、2008年7月に、国家外貨管理局、商務部、税関総署より「輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化弁法の公布に関する通知」（汇发【2008】29号）と「輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化弁法の実施に関する通知」（汇发【2008】31号）等が発表されたことで、加工賃以外の送金分となる“総合費用口座”への送金等に対して影響が出てくる可能性が出てきています（注6）。これらの通知は、中国内で輸出代金を受け取る企業に、「輸出代金照合・審査待ち口座」の開設を求めたもので、同口座を一旦経由した代金について人民元転又は外貨經常口座への振替を行うものです。申請銀行は、企業の提出資料等に基づき、電子口岸システムを通じて、税関や外貨管理局が提供した貿易データ等と照合し、当該輸出代金分について、中国内の企業が受け取ることのできる外貨受取限度枠から減額するといった手続きを行います。来料加工廠が受け取る加工賃も貿易項目に含まれるため、外貨管理局としては“総合費用口座”への送金も含め、同通知の対象取引としており、外貨受取限度枠を上限に送金ができることとなります。この点、来料加工廠への加工賃送金の場合、外貨受取限度枠は、輸出報関単の金額× α %の合計（ α %については、各地の外貨管理分局が決定）にて決定されます。来料加工で実際の加工賃率が当局の設定する α %を上回る場合には、通常送金必要書類に加工貿易契約や報関単（核銷用のページ）

の原本及びコピーの提出が必要となるうえ、加工賃率が輸出報関単の25%を上回る場合には、銀行は外貨管理局への報告義務を負うこととなります。もっとも、加工賃率（すなわち委託先の付加価値率）が前出の所定比率を上回るケースは少ないと考えられるので、これだけを見れば影響は限定的とも思われます。しかしながら、先述した要因により、企業の中には輸出報関単の金額が税関に対し実際より低く申告したうえで、“総合費用口座”への送金を加工賃に含んで計算した場合には、加工賃が外貨受取限度枠の25%を超えてしまう可能性が出てくるため、外貨管理局の査察を受ける可能性を払拭できないことになり、来料加工廠オペレーションへの影響が懸念されているのです（注7）。

（注6）中国当局は、インフレ抑制等のために、本通知により、輸出代金に紛れて流入する“短期投機資金”も水際で防止しようとする目的が主眼と考えられます。なお、今後、貿易ルート以外の非貿易ルートの送金にも流入規制が掛かる可能性がある点にも注意が必要といえます。

（注7）この点、2008年8月に改訂された新「外貨管理条例」の第6章において、外貨管理局による金融機関等への立ち入り権限が新たに盛り込まれたことで、同局による資金流入規制に対する監督管理が強化される可能性が出てきています。

③ 懸念される増値税改革の影響

さらに、2009年1月に施行の「増値税暫定条例」の影響も考えられるでしょう。11月9日に閉幕した國務院常務会議で増値税制度の改革が発表され、11月10日に同暫定条例が公布、1月1日より施行されることになりました。同暫定条例等による増値税制度改革のポイントは図表2の通りです。

図表2：増値税制度改革のポイント

「生産型増値税」を「消費型増値税」に転換
① 増値税一般納税人は、2009年1月1日より新規購入した設備の仕入税額控除が可能に（個人消費と混同されやすい乗用車、オートバイ等は対象外）。
② 輸入設備に対する増値税免税措置を取り消す。
③ 外商投資企業に対する国産設備を購入した際の増値税還付措置を取り消す。
小規模納税人の増値税率を引き下げ
小規模納税人の増値税率（4%または6%）を3%に引き下げ。

増値税制度改革による来料加工廠に与える影響については、輸入（無償貸与）設備に対する増値税免税措置が取り消される可能性がある点が大きいと考えられます。今般の増値税制度改革では、「生産型増値税」から「消費型増値税」への変更により、増値税一般納税人資格を有している場合には、仕入税額控除が可能になる一方、外資系企業への優遇政策として実施されてきた設備輸入時の増値税免税措置が取り消される可能性が高まっています。典型的な来料加工廠では増値税一般納税人資格（注8）を持たないケースが多いほか、仮に同資格を保有していても、売上の大半が増値税課税のない海外向けのため、課税売上高（＝国内販売）が少なく、そもそも販売先から受領する受取増値税額が少ないこととなります。この場合、仕入税額控除が認められても、販売増値税額が増えない限り、控除できない仕入増値税額が残る可能性が高いこととなります。この結果、来料加工廠で一般納税人資格を有している場合、明確に課税すると公表されているわけ

ではありませんが、設備（無償貸与）輸入や国内設備購入に際し、設備投資額の17%の増値税が課税される可能性がある点に注意しておく必要があるでしょう。なお、来料加工廠の無償貸与設備の輸入関税については、現時点での扱いは明確となってはいませんが、税収免税政策「輸入設備免税政策の調整に関する通知」（国発「1997」37号）及び「國務院弁公庁転発対外經濟貿易部等部門が外商投資を一層積極的に奨励する意見に関する通知」（国弁発「1999」73号）による外資系企業向け輸入設備免税政策の通知の取り消しも考えられることから、十分な注意が必要といえるでしょう（注9）。このように、現時点で2009年1月からの来料加工廠の設備（無償貸与）輸入に際し、課税によるインパクトがどの程度あるか判断するのは難しいわけですが、少なくとも課税負担が従前より増すことになる点を想定しておく必要があるでしょう。

（注8）年間課税売上高が一定規模（生産型企業100万人民元以上、非生産型企業180万人民元以上）に達する等の要件を満たし、税務当局から認定を受けた企業を指します。この資格を取得できない場合、仕入税額控除を行うことができず、増値税發票と称される領収証を発行できないことになります。

（注9）2007年半ば以降、重大技術領域分野（中国内設備産業の育成を図る業種）の輸入設備については断続的に課税が強化されており、9月15日以降、来料加工廠に輸入される無償貸与設備のうち、既に工作機械やプレス機の一部には輸入関税のみ課税となっているため、留意しておく必要があります。

また、増値税の「免税・還付」と「仕入税額控除」とでは、企業にとって資金負担も異なる可能性があります。免税措置が適用できれば、仕入増値税自体が発生しませんし、還付措置も、（還付時期の問題こそあれ）通常はそれほど長期間を経ずして資金負担を解消することができます。これに対し、仕入税額控除を行う場合、通常は設備仕入時に仕入増値税が発生し、それを徐々に国内販売に伴う受取増値税から控除していくため、この間の資金立替負担が生じることになります。高額設備になればなるほど、その負担は一段と大きくなるとみられるわけです。この点、課税と観点は異なり資金流入規制と関連する部分ですが、加工廠では支払うべき高額設備分の課税部分の資金をどのように送金していくかといった問題が出てくる可能性も払拭できません。

（2）中国政府による「来料加工廠の法人転換」サポート策の発表

また、中国政府による「来料加工廠の法人転換」をサポートする施策が発表されたこともあるでしょう。これは、広東省政府の11部門連名にて「来料加工廠の同一場所における生産を停止しない現地法人転換に関するオペレーションのガイドライン」（粵外經貿加字【2008】7号、2008年8月5日公布）が公表されたことがあります。内容としては、同一の登記場所において来料加工廠から法人格を持った外商投資企業等へのスムーズな転換をサポートするためのものです。具体的には、来料加工廠を同一登記場所にて法人転換を行う場合、新法人の批准日以降、来料加工廠の登記抹消手続きまでの期間を6ヵ月以内と定めたことなどから、行政手続面でのスピードアップが図られる可能性があります。また、新法人は、税関に登記後、3ヵ月以内（特別な状況下では主管税関の認可を経て延長可）に主管税関にて、元々の加工廠輸入設備や保税品の移管、合同の核銷、来料加工廠の閉鎖などの手続きを行うことができます。中でも注目されるのは、税関手続きについて、3ヵ月の間、外商投資企業等と元々の来料加工廠が同時に保税手冊を使って輸出入通関などの業務を行うことが容認されるなど、通関業務を重複させることができそういため、一時的な生産停止によるリスクが低減される可能性がある点でしょう（注10）。とはいえ、次号で述べますが、法人移行時の各種ネックと考えられる問題点をすべてクリアできるわけではないと

考えられます。

(注10) 税関の新旧登録コードを3ヵ月間の同時使用を認め、転換に時間を要する場合、税関の認可を得て旧登録コードの延長使用を可能にしたほか、来料加工廠の加工貿易企業分類の新法人への適用といった税関による各種税関の優遇管理措置の継続にも言及しています。

従来、日系企業が「来料加工廠の法人転換」を検討してきた背景としては、①香港での設備減価償却費の損金算入基準厳格化、②日本の国税当局によるタックスヘイブン対策税制の所在地国基準適用強化、③人民元高や最低賃金引き上げによる人件費高騰、④加工賃に対するみなし企業所得税の課税強化、⑤来料加工廠の廃止の噂等がみられてきたのは周知の通りですが、筆者としては、いずれの場合も日系企業の「来料加工廠の法人転換」を後押しする決定的な要因には至らなかったと考えてきました。しかしながら、先述した要因により、「来料加工廠の法人転換」は、最近日系企業から俄かに注目を集めていることから窺える通り、とりわけ、資金流入規制のための外貨管理手法の厳格化による加工賃送金と、設備に対する増値税課税によるコスト負担増という問題を受けて、法人転換に踏み切る必要性がなかったケースにも影響が懸念されていることもあって、大きな潮流になっていく可能性さえあるのではないかと考えています。従って、今後は“加工賃送金”と“輸入設備課税”というポイントについて中国当局の政策の方向性を踏まえた企業の対応が、今後の加工廠継続か法人転換を判断する大きな分岐点になっていく可能性もありそうです。

今回は、華南新拓展の最終回として「来料加工廠の法人転換」スキームについて各種ネックとなる実務上のポイントについて考えてみたいと思います。

以 上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油に関する見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2008/index.htm>

(1) 現状：世界的な景気後退の影響で政策意図を超える輸出減速

中国では、第3四半期の実質GDP成長率が前年比9.0%となり、前期（同10.1%）から一段と景気が減速してきた。

その背景には輸出減速があり、金額ベースの伸びは前年比+20%超と高いが、価格の押し上げ効果が大きく、数量ベースでは同+10%前後に低下している。ただし、政府は人民元高や輸出抑制策を通じて、低付加価値品の大量輸出から輸出品の高付加価値化へと構造転換を図ってきたのであり、そうした政策意図と合致した動きといえる。一方、しばしば指摘されてきたように、輸出価格の水増しを通じた非合法的な投機資金の流入もその一因である可能性がある。加えて、世界的な景気後退の影響が政府の想定以上に輸出を鈍化させる結果になったと考えられる。

商品別（金額ベース）で見ると、繊維・アパレルは伸びが前年比でゼロ近傍に低下し、加えて、輸出の4割強を占める機械・電気機器においても輸出全体の伸びを下回るなど先行きを懸念させる動きとなっている。

これに対し、内需には目立った衰えはみえない。消費は順調な賃金上昇とインフレ緩和の下、前年比+23.2%と加速傾向を続けており、投資の伸びも同+28.1%と高い。物価を勘案した実質ベースの推計値でも、消費・投資はともに約17%の高水準にある。

なお、オリンピックは第3四半期の経済にむしろマイナスに響いた可能性がある。大気汚染対策として、北京のみならず、天津、河北、山西、内蒙古、山東にも二酸化硫黄削減義務が課せられ、7月からパラリンピック終了後の9月20日まで、汚染物質排出企業における生産停止・減産、厳しい交通規制などが導入された。また、安全対策として、北京、上海等で、化学品の生産・販売・輸送に関する規制も強化された。この結果、北京、河北、山西、山東、上海などで第3四半期の工業生産に顕著な減速がみられた。一方、オリンピックに誘発された消費喚起は期待ほど大きくなかった。テロ対策によるビザ規制などもあり、海外からの渡航者数も旅行外貨収入も前年比マイナスであった。

(2) 見通し：危機対応策の拡充により景気下支え

グローバル金融危機が深刻化するなかで、景気減速が目立ってきたことから、政府は従来の過熱抑制モードから危機対応モードへ大きく政策の舵を切り始めた。

中国人民銀行（中央銀行）は2004年から2008年前半にかけて、9回の利上げ、20回の預金準備率引き上げで引き締めを強化してきたが、世界的な金融緩和に歩調を合わせ、2008年9～10月に、利下げ3回、預金準備率引き下げ2回の実施に踏み切った。2007年10月以降の厳しい貸出量規制についても、2008年7月には、中小企業向けに貸出枠を増額、さらに10月末には同規制の停止が報じられた。加えて、株価・不動産価格についても過熱抑制からテコ入れへの政策転換がみられる。

輸出政策も同様で、8月の繊維・アパレルに続き、10月には3,486品目（品目全体の26%）、11月には3,770品目（品目全体の28%）と広範囲な付加価値税還付率の引き上げが決定された。また、対ドル相場も7月半ばまで年率13%の勢いで上昇していたのに対し、それ以降はほぼ横這い推移となっている。

加えて、政府は常務会議を経て、11月9日、①低所得層向け住宅建設、②農村部のインフラ整備、③鉄道、道路、空港等の建設、④都市・農村住民の所得引き上げ——など10項目の内需拡大策を発表した。2010年までに総額4兆元（2007年のGDP比16%）を投入するという大規模な計画は世界的な注目を集めた。

こうした危機対応策の拡充を踏まえ、今後の経済動向を展望していく。まず、輸出については、世界同時不況の深刻化が世界貿易を減退させるなかで中国への悪影響も避けられまい。ただし、景気悪化局面では、需要が安価な製品にシフトする傾向があり、また、中国製品は相対的に打撃が小さい新興市場に浸透しているといった強みがある。さらに、今後も、労働集約型製品を中心とした付加価値税還付率の引き上げなどのテコ入れが予想され、輸出は減速とはいえ、底割れは回避されよう。なお、こうした状況では、人民元の対ドル相場の上昇余地は限られ、2008年通年の上昇率は7%前後とほぼ前年並みにとどまり、2009年の上昇率は一段の低下が予想される。

輸出依存度が37%と高いだけに、海外需要の大幅な減退は投資についても強烈的な逆風となる。このため、悪化に歯止めをかける政策対応が不可欠となる。その切り札といえるのが4兆元の内需拡大策であるが、第11次5カ年計画（2006～10年）内の既存プロジェクトも含み、また、中央政府支出として確定されているのは1兆1,800億元で、残りは地方政府、企業部門からの資金投入を想定したものである点には留意が必要である。もっとも、これを受けて、早くも多くの地方政府から内需拡大策が発表されていることはプラス材料といえる。

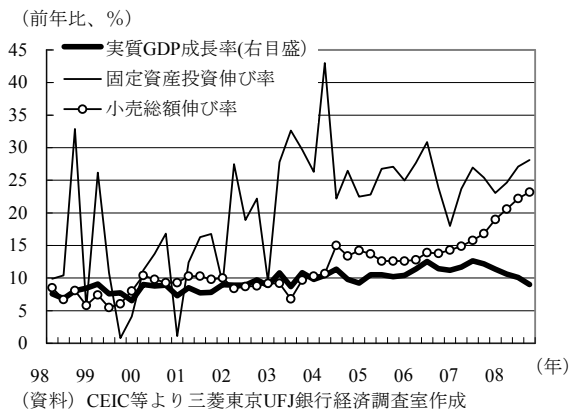
また、政府が財政出動により、景気を底支える姿勢は明白に示されたといえる。アジア危機後の厳しい景気悪化局面も、建設国債を大量発行して、公共インフラ投資に投入し、景気底割れを回避した。こうした成功体験も踏まえ、景気後退が深刻化すれば、新規雇用吸収のための最低ラインと目する8%の経済成長を確保すべく、農業、省エネ、環境保護、インフラ整備、中西部向けなどの投資フロンティアに向けて財政投入が追加されよう。ここからすれば、投資は底堅く伸びて、景気を下支えと考えられる。

消費については引き続き、順調な所得の伸びが安定拡大要因となろう。都市部では、底堅い成長を背景に、平均賃金の上昇率も堅調な伸びを維持する見込みであり、農村部では、穀物買い上

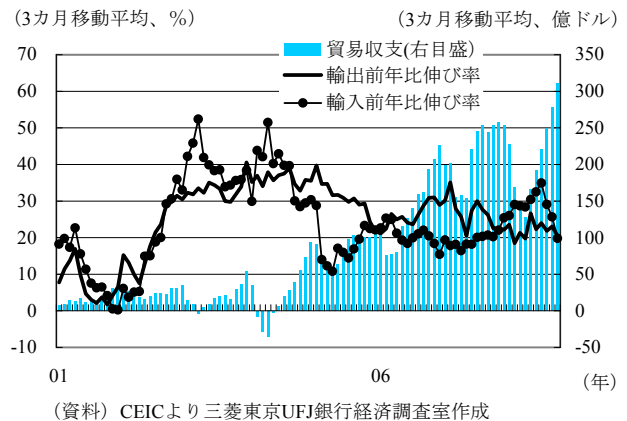
げ価格の引き上げに加え、農業補助金の拡充が4兆元の内需拡大策にも盛り込まれている。

以上を考え合わせれば、2008年については、グローバル金融危機による輸出・投資に対する逆風が強まるなかで、第4四半期にも4兆元計画の一部として1,000億円の中央政府支出が投入されるが、これを考慮しても、通年の実質GDP成長率は9.5%と前年の11.9%から大きく低下しよう。さらに、2009年については、世界同時不況の深化により景気への下押し圧力が強まるなかで、通年の成長率は8.5%と一段の低下が予想される。

図表1：中国の成長、投資、消費の推移



図表2：中国の貿易動向



(3) 脆弱性が顕在化するリスクをどうみるか

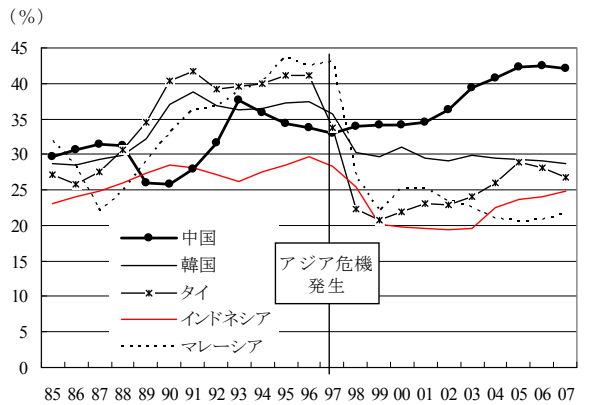
以上のように、グローバル金融危機下で、中国も景気減速は避けられないものの、相対的には底堅い成長を維持するとみる。ただし、世界経済の低迷が深刻度を増し、恐慌に近づくようなリスクシナリオの下では、中国が抱える脆弱性が表面化するリスクが高まる。

第一に挙げられるのは、海外における対中戦略の厳格化リスクである。今回の危機の震源地である米国において一層の景気悪化が予想されるなかで、相対的に保護主義色が強いといわれる民主党の新大統領誕生だけに先行きの懸念は払拭し難い。11月の金融サミットの首脳宣言で、今後1年間の新たな貿易障壁設置の禁止が盛り込まれたこともあり、対中輸入規制といった極端な政策にまで至る可能性は低下したものの、人民元高要求の強化など輸出への下押し圧力は警戒される。

第二に、投資過剰の調整リスクがある。2003年の投資ブーム以来、中国の投資率（総固定資本形成のGDP比）はアジア危機前にタイ、マレーシア、韓国などでみられたような高水準を続けている。これが国内外の需要低迷で調整を余儀なくされる恐れである。ただし、すでに、2006年頃から、政府は、老朽設備・小規模設備の廃棄を促し、高付加価値品の生産や大規模生産に対する投資の余地を広げてきた。ここからすれば、リスクは投資の失速というよりも、これまでの投資拡大を支えてきた銀行融資の不良債権化にあると考えられるが、その場合、最終的には、90年代末同様、財政でカバーせざるを得なくなり、財政悪化に帰結するという意味で問題視されよう。

第三に、人民元上昇期待を背景に巨額のホットマネーが流入してきたことから、期待喪失に伴う資金逆流リスクも懸念材料といえる。ただし、政府の為替管理強化により、ある程度、歯止めがかかる可能性がある。また、外貨準備は約2兆ドルと対外債務とホットマネー流入額の合計を大きく上回っていることからすれば、韓国・タイなどがアジア危機に際して被った外貨流動性危機発生リスクは限定的といえよう。

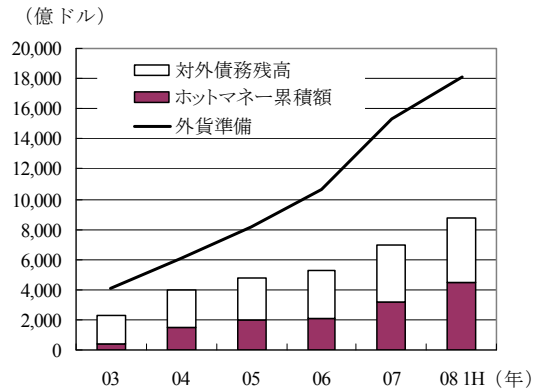
図表3：アジア各国の投資率



(資料) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(年)

図表4：外貨準備と対外債務、ホットマネー



(注) ホットマネーは [外貨準備増減額 - 貿易収支 - 直接投資] で求めた推計値。

(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表5：アジア経済見通し総括表

GDP規模 2007/bilUS\$	実質経済成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億ドル)			
	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年	
中国	3,241.8	11.9	9.5	8.5	4.8	6.2	3.1	3,718	4,271	4,429
韓国	969.8	5.0	4.3	3.6	2.5	4.7	3.5	60	▲143	▲60
台湾	383.2	5.7	1.7	1.0	1.8	3.6	2.5	330	222	250
香港	206.7	6.4	3.2	1.3	2.0	4.5	3.9	280	278	335
シンガポール	161.3	7.7	2.5	1.0	2.1	6.5	3.3	392	290	340
NIEs	1,721.0	5.6	3.4	2.5	2.2	4.6	3.3	1,062	647	865
インドネシア	432.8	6.3	6.0	5.0	6.4	11.5	7.5	104	45	65
マレーシア	186.7	6.3	5.2	3.4	2.0	5.7	4.2	292	349	290
タイ	245.8	4.8	4.8	3.9	2.3	5.9	2.3	140	12	21
フィリピン	144.1	7.3	4.2	3.5	2.8	9.5	5.2	64	35	31
ASEAN 4	1,009.4	6.1	5.3	4.2	4.1	8.8	5.3	600	441	407
アジア9カ国・地域	5,972.2	9.1	7.0	6.0	3.9	6.2	3.5	5,379	5,359	5,701
インド	1099.4	9.0	7.5	7.2	6.2	8.2	5.5	▲174	▲280	▲252
アジア10カ国・地域	7,071.6	9.1	7.1	6.2	4.3	6.5	3.8	5,205	5,079	5,449
ベトナム	70.0	8.5	6.2	6.0	8.3	23.5	12.0	▲70	▲120	▲100

(注) インドは年度(4月～3月)ベース。

→見通し

→見通し

→見通し

以上
(2008年11月21日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html



吉林省長春市の自動車産業～高まる日系企業の進出期待

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 山内 佑介

吉林省は、省市別の完成車の生産額が全国第1位、生産台数が同第4位、自動車部品生産額が同第6位と中国における自動車産業の一大集積地の1つとなっている。本稿では、吉林省の省都で、かつ中国第2位の完成車メーカー第一汽車の本拠地でもあり、今後は日系メーカーの進出も期待される吉林省長春市の自動車産業について纏めた。

1. 長春市周辺における自動車産業の現状

(1) 吉林省長春市の概要

◇吉林省のGDPの4割を担う省都で、自動車が中核産業の1つ

吉林省は中国の東北地方の中部に位置し、北は黒竜江省、南は遼寧省や朝鮮民主主義人民共和国、西は内蒙古自治区と隣接し、総面積は18.74万平方キロで、中国全体の2%を占める。

吉林省のGDP(2007年)は約5,226億元で、中国全体に占める割合は2.1%、省市別には第21位の位置付け。吉林省のなかでも、省都である長春市のGDPは2,089億元と省全体の4割に達する(図表1、2)。吉林省では、自動車、石油化学、食品などが主たる産業で、なかでも工業生産額の26%を占める自動車産業は、中国全土の自動車工業生産額の約1割を担うなど同省の中核産業の1つとなっている。

図表1：省市別のGDP

(単位:biIRMB)		GDP	
		(2007年)	構成比
1	広東省	3,067	12.3%
2	山東省	2,589	10.4%
3	江蘇省	2,556	10.2%
4	浙江省	1,864	7.5%
5	河南省	1,506	6.0%
6	河北省	1,386	5.6%
7	上海市	1,200	4.8%
8	遼寧省	1,102	4.4%
9	四川省	1,051	4.2%
10	福建省	916	3.7%
21	吉林省	523	2.1%
全国計		24,953	100%

(資料)中国統計年鑑2007

図表2：吉林省の主な経済指標

	単位	吉林省	伸び率(%)		全国
			対前年	対全国比	
GDP	億元	5,226	16.1	2.1%	249,530
(うち長春市)	億元	2,089	20.0	—	—
第一次産業	億元	813	4.1	2.9%	28,095
第二次産業	億元	2,390	21.1	2.0%	121,381
第三次産業	億元	2,023	15.1	2.0%	100,054
工業生産額(2006年)	億元	4,752	25.3	1.5%	316,589
うち自動車	億元	1,224	29.5	8.8%	13,938
(比率)	%	25.8%	—	—	4.4%
社会小売品販売額	億元	1,999	19.3	2.2%	89,210
貿易総額	億米\$	103	30.1	0.5%	21,737
輸出総額	億米\$	39	28.7	0.3%	12,178
輸入総額	億米\$	64	31.0	0.7%	9,560
失業率	%	3.9%	—	—	4.0%

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 投資環境

① 地域振興策

◇ 東北地方では特定の産業で税制面やインフラ整備などの振興策が存在

現在、中国政府は 1980 年代の沿海都市開放、1990 年代の上海浦東開発、2000 年代の西部大開発に並ぶ重要施策として東北振興策を打ち出している。

2007 年に中国国務院が発表した「東北地区振興計画」では、他地域に比べて見劣りしている黒龍江省、遼寧省、吉林省など東北地方を、珠江デルタ、長江デルタなどの各地区と並ぶ第 4 の経済圏に育成することを目標に掲げている（図表 3）。

税制面での優遇措置についてみると、東北地方では、特定産業（機械、石化、造船、自動車、ハイテク等）において消費型の増値税（注 1）が導入されており、これによって設備購入時の仕入税額が控除されることになった（注 2）。また、インフラ整備も進む見込みで、ハルビン・大連間を結ぶ高速鉄道の建設等が予定されている。

（注 1）消費型増値税（≒日本の消費税）は「棚卸資産の仕入税額控除以外に固定資産にかかる増値税の控除を認める」、生産型は「棚卸資産の仕入税額控除のみで固定資産の税額控除を認めない」課税方式を指す。

（注 2）以前は長春市独自の優遇税制も存在したが、2008 年に全国で企業所得税率が統一されたことで消滅した。

図表 3：東北 3 省と他地域の経済比較

	東北3省	長江デルタ	珠江デルタ	北京・天津・河北	中国全土
人口<百万人>	111	145	94	97	1,321
面積<万km>	78.9	21.1	18.6	21.6	960
(比率)	8.2%	2.2%	1.9%	2.3%	100%
GDP<bilRMB>	2,333	5,620	3,067	2,789	24,953
(比率)	9.3%	22.5%	12.3%	11.2%	100%
GDP/1人<RMB>	21,107	38,645	32,462	28,777	18,885

（注）長江デルタは上海市、江蘇省、浙江省、珠江デルタは広東省の数値。

（資料）各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

② 労働力

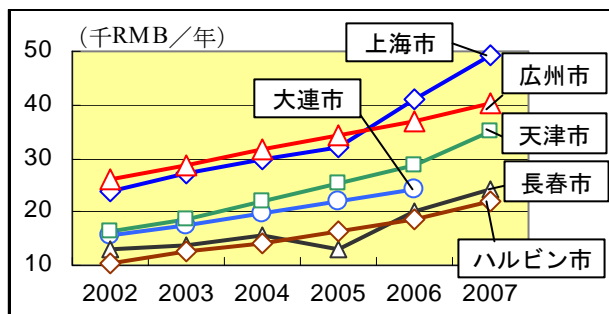
◇ 華東、華南地区と比べて依然として安価な労働コスト

近年、中国の賃金水準は年 2 桁のピッチで上昇しており、2007 年の上海市の平均年収は約 50 千元に達するなど労働コストは増加の一途を辿っている（図表 4）。

ただ、長春市、ハルビン市など東北地方に目を転じると、平均年収でも上海市や広州市の約半分の水準であるなど上昇しているとはいえ中国のなかでは依然水準が低く、沿岸主要都市に比べて安価な労働力の確保が可能とみられる。

図表 4：東北 3 省の最低賃金と平均年収

最低賃金(RMB/月)	2005	2006	2007	2008
吉林省(長春市)	360	510	650	—
黒龍江省(ハルビン市)	360	590	620	650
瀋陽市(開発区内)	450	650	650	700
大連市(開発区内)	500	650	700	—
天津市	590	670	740	820
上海市	690	750	840	960
広州市	684	780	780	860



（資料）各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

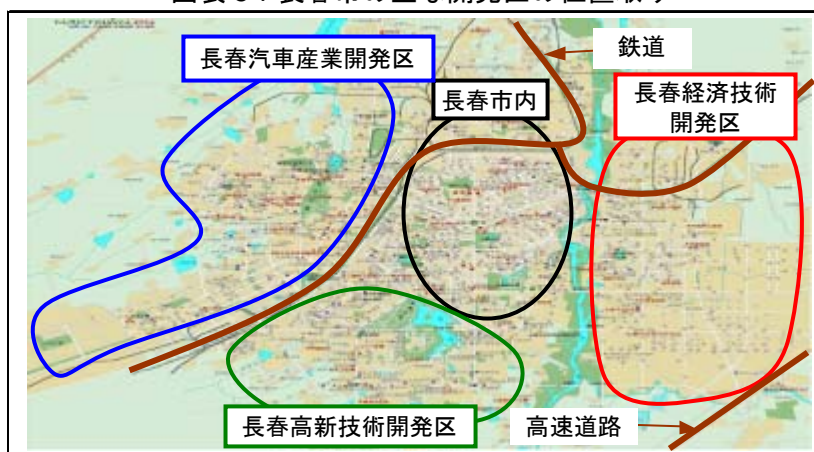
③主たる開発区の状況

◇自動車産業開発区には多くの自動車関連企業が集積

長春市には「高技術開発区」や「自動車産業開発区」、「経済技術開発区」といった国家レベルの開発区が市街地に近接して存在する（図表 5）。

特に、第一汽車と長春市政府が共同で設立した自動車産業開発区には、一汽 VW や一汽轎車、四川一汽豊田汽車の豊越工場など第一汽車グループの完成車メーカーや欧州系、中資系、日系の部品サプライヤーなど多くの自動車関連企業が集積、各種部品が製造されている（図表 6）。

図表 5：長春市の主な開発区の位置取り



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 6：長春市の主な開発区の概要

		長春高技術開発区	長春自動車産業開発区	長春経済技術開発区
概況	設立年	1991年	2005年	1993年
	住所	長春市硅谷大街	長春市東風南街	長春市自由大路
	レベル	国家レベル	省レベル	国家レベル
基本施設	開発面積	49km ² (開発未済32km ²)	23km ² (開発未済97km ²)	30km ² (開発未済21km ²)
	給水能力	22万t/日	40万t/日	50万t/日
土地建物	工業土地使用料	230元/m ²	180元/m ²	180元/m ²
	標準工場賃料	月15~25元/m ²	月15~25元/m ²	月15~20元/m ²
インフラコスト	電気代	0.43元/kwh	0.78元/kwh	0.75元/kwh
	水道代	4.6元/t	4.6元/t	4.6元/t
	ガス代	1.6元/m ³	1.6元/m ³	1.7元/m ³
	汚水処理費	0.8元/t	0.8元/t	0.8元/t
交通	港湾	大連港まで700* ₀ 。(車で約6時間)		
	道路	北京-ハルビン高速も利用可		
	空港	長春国際空港まで50* ₀	長春国際空港まで50* ₀	長春国際空港まで20* ₀
	鉄道	開発区付近から鉄道に乗り入れ可		
企業	入居企業数	540	300	1,656
	主な日系企業	NOK	四川一汽トヨタ ジェイテクト 日立製作所(旧トキコ)	一汽トヨタ発動機 豊田通商

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(3) 長春市周辺の自動車産業

①中国自動車産業における位置付け

◇省市別の生産額では、完成車で第 1 位、部品で第 6 位と位置付けは高い

中国における自動車の地域別普及状況をみると、広東省、浙江省、江蘇省など華南、華東地区が保有台数で上位となる一方で、吉林省長春市を含む東北地方は、先述したような所得水準の低さを背景に、3 省合算ベースでも 3,255 千台と広東省 1 省に及ばない規模であるなど華南、華東地区ほど普及が進んでいない。

ただ、生産面に目を転じると、吉林省長春市が中国第 2 位の完成車メーカーである第一汽車の本拠地であるため（詳細後述）、吉林省は自動車生産台数ベースで第 4 位（シェア約 9%）、金額でみた場合には、完成車で第 1 位、自動車部品で第 6 位と中国の自動車産業のなかでも生産拠点としての位置付けは高い（図表 7）。

図表 7：自動車生産台数と主な完成車メーカー（千台、億RMB）

	06年 生産台数	(比率)	06年生産額		06年生産額			主な完成車メーカー
			乗用車	商用車	完成車	エンジン	部品	
① 北京市	684	(9.4%)	320	364	566	6	125	北京現代
② 上海市	657	(9.0%)	649	8	778	29	666	上海GM、上海VW
③ 湖北省	650	(8.9%)	359	291	871	0	151	東風日産、東風本田
④ 吉林省	636	(8.7%)	457	179	1,024	2	183	一汽VW、一汽解放
⑤ 重慶市	589	(8.1%)	507	83	408	8	183	長安Ford、江淮汽車
⑥ 広東省	511	(7.0%)	505	6	817	137	395	広州豊田、広州本田
⑦ 広西壮族	500	(6.9%)	447	53	159	87	109	上汽三菱GM
⑧ 安徽省	490	(6.7%)	341	148	319	10	113	奇瑞汽車
⑨ 天津市	413	(5.7%)	412	0	409	33	179	一汽豊田
⑩ 遼寧省	291	(4.0%)	148	143	323	67	167	華晨汽車
⑬ 黒龍江省	232	(3.2%)	200	32	123	22	23	哈飛汽車
全国	7,280	(100%)	4,302	2,977	7,430	624	4,168	—

(資料) 中国汽車工業年鑑2007をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

②第一汽車グループについて

◇2007年に140万台を販売した中国3大メーカーの1社で長春に主要拠点を有する

第一汽車は、1953年に旧ソ連の援助によって中国初の国策自動車メーカーとして設立され、1950年代には中国初の国産トラックである「解放」シリーズや中国政府の公用車でもある中大型セダンの「紅旗」を開発、生産してきた。

90年代以降、独VWとの合弁会社である一汽VWを皮切りに、乗用車事業を本格化、2002年にはトヨタ自動車と天津一汽豊田汽車を設立するなど業容を拡大させており、現在では、上海汽車、東風汽車と並ぶ中国3大自動車メーカーとして、2007年には完成車を140万台販売している。

先述の通り、第一汽車は吉林省長春市を中心に生産拠点を有しており、一汽VWのVW Bora、Jetta、AudiA4、A6や、マツダから技術供与を受けている一汽轎車のMazda6、四川一汽豊田汽車（長越工場）のLand Cruiserなど乗用車を約460千台、バスやトラックなど商用車も約180千台製造しているようだ。

③自動車部品メーカーの集積状況

◇天津市や広東省などと同規模のサプライヤー数が既に集積

先述の通り、長春市は華北や華東など他地域と比べても遜色ない完成車生産額を誇っている。このため、部品生産額こそ華東の各省や広東省に比べて見劣りしている模様だが、部品メーカー数で捉えた場合、416社と集積状況は天津市や広東省など日系自動車企業が多く進出している省市と同等水準とみられる（図表 8）。

主たるサプライヤーをみると、長春市内で一汽四環や富奥汽車零部件などの中資系メーカーが車体、内装品などを製造している。また、外資系メーカーでは、長春市で約 380 千台の乗用車を生産する一汽 VW のサプライヤーが大半を占め、シートベルト、エアバック製造の Autoliv をはじめ、駆動部品の ZF や燃料供給システムの SiemensVDO などが進出している。日系メーカーに目を転じると、足元は四川一汽豊田汽車の生産規模が小さいことから、進出数は少なく、古河電工やジェイテクトなど数社に限られている。

図表 8：自動車部品メーカーの集積状況

		長春市	華北	北京市	天津市	華東	上海市	江蘇市	浙江省	華南	広東省
生産額 (億RMB)	完成車	1,024	1,082	566	409	1,163	778	263	121	976	817
	エンジン	2	50	6	33	41	29	6	6	224	137
	部品	183	389	125	179	1,612	666	497	450	504	395
企業数	完成車	9	20	9	6	N.A.	N.A.	9	N.A.	11	10
	部品	416	1,076	400	476	N.A.	N.A.	1,000	N.A.	627	480

(注) 華北は北京市、天津市、河北省、華東は上海市、江蘇省、浙江省、華南は広東省、広西壮族自治区の合計。
(資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

2. 今後の展望

こうしたなか、トヨタ自動車は吉林省長春市に総額 40 億元（約 580 億円）を投じて新工場を建設、Corolla 系の車種を年 10 万台規模で生産することを 2008 年 10 月 27 日に正式発表した。

トヨタ自動車は、2007 年時点で年産台数 45 万台規模にまで中国事業の拡大を図ってきたが、今般、四川一汽豊田汽車の長春（豊越）分公司に第 2 工場を建設、Corolla ベースの車種を年 10 万台規模で生産することを決定、現在、四川一汽豊田汽車の長春（豊越）分公司を主体に、新工場の立ち上げに向けた準備を進めており、中国では 10 万台超の生産規模を有する 3 番目の拠点となる見通しである。

2008 年下半年以降、欧米の自動車市場のみならず、中国自動車市場が調整局面を迎えていることも一因となっただけか、稼働時期は未定のようなが、中長期的には市場拡大が期待されるなか、トヨタ自動車の長春第 2 工場建設の立ち上げに伴って、日系部品サプライヤーについても新規進出や既存の中国拠点からの販売増加が期待されるなど中国事業における新たな展開が予想される。

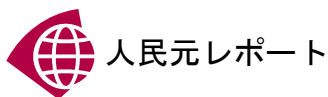
以 上

(執筆者の連絡先)

株三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 山内 佑介

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Yuusuke_Yamauchi@hk.mufg.jp



瀬戸際に立たされる中国

三菱東京UFJ銀行(中国)
市場業務部
為替資金課長 田中 裕公

2008年11月26日人民銀行は今年4回目となる利下げを行った。その利下げ幅は1年物定期預金金利を3.60%から2.52%へ、同じく1年物貸出金利を6.66%は5.58%へ、下げ幅は1.08%であった。それは今年3回の同利下げ幅が毎回0.27%であったことを考えると、一気に4回分の利下げを実施したとも言える思い切った対応であった。また、矢継ぎ早の経済対策発表も世界を驚かせた。そこでその背景や次回の利下げのタイミング、今後の金利動向についても考えたい。

《利下げの理由は?》

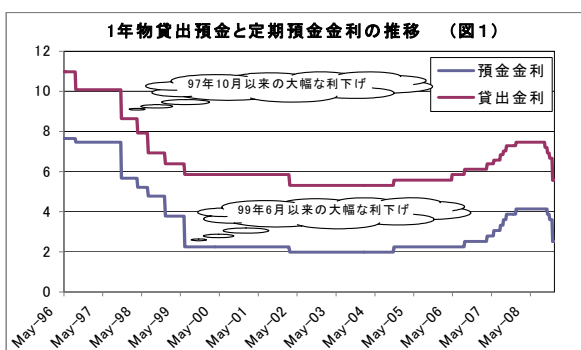
●人民元利下げの内容(2008年11月27日実施)【表1】 (単位:%)

項目		調整前利率	調整後利率	調整差	
預金各項	流動性預金	0.72	0.36	-0.36	
	定期預金	3ヶ月迄	2.88	1.98	-0.90
		3ヶ月超6ヶ月迄	3.24	2.25	-0.99
		6ヶ月超1年迄	3.60	2.52	-1.08
		1年超3年迄	4.14	3.06	-1.08
		3年超5年迄	4.77	3.60	-1.17
5年超	5.13	3.87	-1.26		
貸出各項	6ヶ月迄	6.03	5.04	-0.99	
	6ヶ月超1年迄	6.66	5.58	-1.08	
	1年超3年迄	6.75	5.67	-1.08	
	3年超5年迄	7.02	5.94	-1.08	
	5年超	7.20	6.12	-1.08	
個人住宅	5年迄	4.05	3.51	-0.54	
積立金貸出	5年超	4.59	4.05	-0.54	
●人民元預金準備金利および準備率引き下げの内容(2008年12月5日実施)					
預金準備	法定準備金	1.89	1.62	-0.27	
金利引下げ	超過法定準備金	0.99	0.72	-0.27	
預金準備率引下げ	注①	16.0	14.0	-2.0	
	注②	15.0	13.0	-2.0	
	注③	17.0	16.0	-1.0	

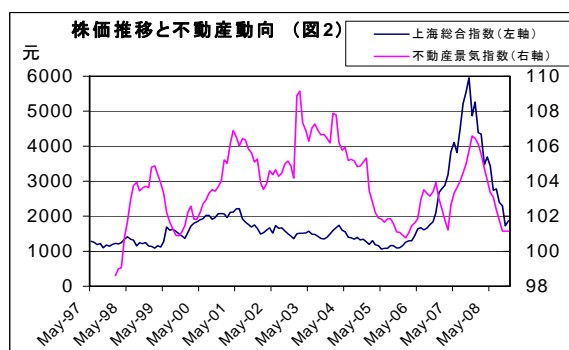
注①:5大銀行(工商・農業・中国・建設・交通)及び郵政貯蓄銀行を除く金融機関

注②:四川大地震被災地区所在金融機関

注③:5大銀行(工商・農業・中国・建設・交通)及び郵政貯蓄銀行



出所)ブルームバーグデータより作成



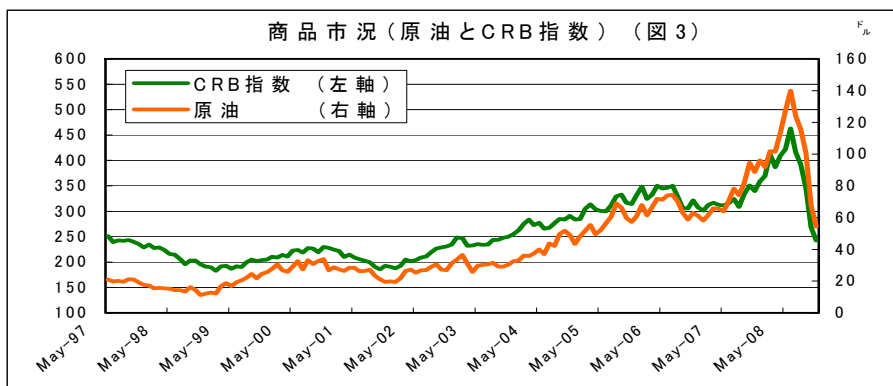
出所)ブルームバーグデータより作成

図1の通り今回の利下げは貸出金利については1997年10月23日に実施された1.44%(10.08%⇒8.64%)、一方、預金金利については1999年6月10日に実施された1.53%(3.78%⇒2.25%)に次ぐ大幅な利下げであった。当時、アジア通貨危機の勃発や香港景気の大規模後退による中国に対する影響が心配されたが、今回は世界金融不安に端を発した景気減速の中国に与える影響を当局が無視できなくなったためとも言える。また、中国自身がインフレ防止のため金融引締めを行った結果、株価や住宅価格など資産価値の下落が重なって発生した点も、不安定要素が加わった状況となっている。

《利下げに踏み切れなかった理由は？》

さて、ここにきて当局が大胆な行動をとった理由は2つある。①インフレ懸念の後退と信用収縮の回避、②予想外に後退が危ぶまれる景気への配慮である。前者については、11月月初まではインフレ懸念を払拭できない状態にあった。それは10月下旬に人民銀行の周小川総裁が全国人民代表大会常務委員会においての報告で、金融のマクロ・コントロールを強化するためにインフレを引き続き注視するとの発言や、11月初に温家宝首相が中国共産党機関紙の中で、優先課題として安定的且つ比較的高い成長とインフレの抑制を上手く保つことを表明していることから分かる。

《インフレの後退》



出所)ブルームバーグデータより作成

しかし、図3の商品価格動向に見られるようにグローバルの商品価格が2005年の水準に戻ったことから、11月5日に開催された中国国務院の常務会議では内需拡大を目指し、中国の経済を支援するために総額4兆元(約57兆円)にも上る財政出動を行うと共に、中国人民銀行では「穏やかに緩和的な(moderately easy)」金融政策へのシフトを同時に発表した。9日、周小川人民銀行総裁は20カ国財務相・中央銀行総裁会議(G20)で上記金融政策に移行したことを伝えると共に、量的観点でマネーサプライの増加や市場流動性の緩和、また銀行貸出金利の低下の可能性にも言及した。翌日、中国人民銀行はホームページ上に詳細を掲載した。内容は特に信用収縮に配慮した内容となっている。(i)銀行システムに対する潤沢な流動性の供給、(ii)マネーや信用の適切な伸びの確保、(iii)主要プロジェクトや中小企業・農村部・災害地域への流動性供給のため窓口指導の強化など。

《景気への配慮》

●この10月下旬以降に報道された景気対策

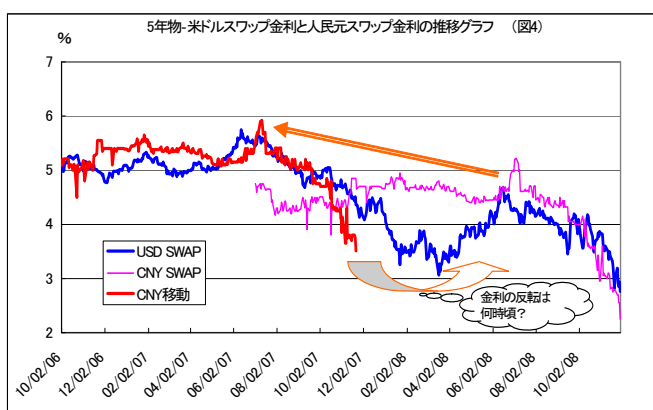
報道日	発表されている景気対策	規模/影響額	担当局
10月24日	・鉄道関連への投資	2兆元	鉄道省
11月5日	・3-5年間に道路・水路・港湾への投資	5兆元	交通省
11月9日	・4兆元の景気対策(※)	4兆元	国務院
11月10日	・付加価値税(VAT)から設備投資コストを控除 ・消費税と企業向け課税の税率を修正 (4兆元の景気対策の一環)	企業向け削減 影響額1233億元	国務院
11月12日	・3770品目以上を対象に輸出税の還付率を12月から引き下げ	—	国務院
11月14日	・トウモロコシや小麦などその他の穀物の輸出税撤廃や削減	—	財政省
11月17日	・空港建設への投資計画(4兆元の景気対策の一環)	4000億元	中国民航総局
11月18日	・化学品/石材の還付税引き上げ(5%⇒11%)	—	財政省
11月18日	・アルミ板やアルミ条の還付税引き上げ(11%⇒13%)	—	財政省
11月21日	・加工会社からの預託金の徴収を一時的に中止	輸出業者向 185億元軽減	商務省

※)景気対策の内容は先に発表された鉄道・道路・水路等の投資を含む

また後者については、11月19日に中国証券報が中国人民銀行金融政策委員会の樊綱氏の発言として、08年第4四半期の国内総生産（GDP）の伸び率が9%を下回り来年は8%以下に減速するとの予想を掲載した。GDP8%が中国の雇用悪化に伴う社会不安につながりかねない瀬戸際のラインと言われている。当局の試算では何とかこのラインを死守することが目下最大の課題といえよう。そこでまずは世界景気の後退に直接影響の出やすい外需、特に貿易関連に実効性の高い増値税還付の対策を発表。それに加え間髪入れずに内需、特にインフラ対策を打ってきたものと思われる。また、11月26日には温家宝首相が主宰する国务院常务会议が開催され、6項目からなる重点産業に対する新たな措置が発表された。その内容は、(1)鉄鋼自動車造船など重点産業の振興計画を策定し実施する、(2)企業の技術改革と合併・買収（M&A）を加速する、(3)重要資源の備蓄を高める、(4)中小企業への融資を拡大する、(5)交通輸送、物流など生産性サービス業の発展を加速する、(6)失業保険基金の使用範囲を拡大し、失業者や帰郷する農民工（農村からの労働者）の職業訓練を充実させる、6項目である。（時事より。）これは内需拡大と共に、今後の企業倒産と失業増加に対するテコ入れを図るためである。

《次の利下げのタイミングは？》

今回の利下げについては、少なくとも数ヶ月程度は時間を置くものと予想する。利下げの効果を見極める必要があることや、経済対策の効果についても实体经济に影響を与えるまで一定時間かかることから、行うとすれば旧正月が明けた来年春頃と思われる。一方で、あまり急激に利下げを行うと投資家の資金が国外に逃避するリスクがある。更なる資産価値の下落や、市場流動性の混乱が生じる悪循環となり、その場合、流動性供給のために再度利下げを迫られる可能性もあろう。図4は米国と中国の5年物金利スワップのグラフである。赤太線は中国の金利スワップの時間を1年ほど前倒したものである。これは2008年夏季に中国当局筋がインフレ懸念を表明していた時期を、2007年夏季の米国当局筋がインフレ懸念を表明していた時期にグラフを移動させた。金利の水準など若干のズレはあるが、グラフの動きは近似しており金利が反転するにはまだ時間が必要と見られる。図から見れば来年の3月まで金利低下局面が続きそうな気配で、内需刺激策の影響が浸透し始める来年中旬以降からは一旦金利の低下局面も終わり、上昇局面に転ずる可能性もある。



出所)ロイター(人民元)、ブルームバーグ(米ドル)データより作成

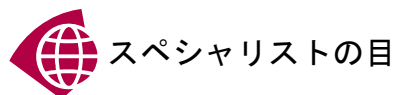
人民元金利スワップとは・・・

図4の場合、固定金利取引（5年物）を変動金利取引（3ヶ月物）に交換する。変動金利は3ヶ月物 SHIBOR（Shang Hai Inter-Bank Offered Rate）がインデックス。現状当該インデックスは上海 AM11:30 に発表され、16銀行（リファレンスバンク）の提示金利から上下2行を除いた12行の平均レートで決定される。

以上

(2008年11月31日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)
三菱東京UFJ銀行（中国）市場業務部
E-mail:hirokuni_tanaka@cn.mufg.jp
TEL:+86-(021)-6888-1666 (内線)2940



経営戦略: 中国市場が変調！～中国事業の見直しが急務

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (上海) 有限公司
戦略コンサルティング
シニアコンサルタント
窪寺 暁

1. 中国市場の変調と、中国事業見直しの必要性

中国経済の変調がいよいよ顕在化してきた。弊社のクライアント（日系企業様）とディスカッションすると、急激に国内販売市場の拡大が減速してきたという声が聞かれる。今までは、労働コスト高、元高などにより輸出型企業が赤字転落したというような状況が多かったが、10月以降からは、成長する内販市場を軸とする企業についても、相当なブレーキが掛かかっている。

また、筆者の消費者としての目線でも、相当景気が悪化してきていると感じる。街中の広告スペースに空きが目立つし、新聞・フリーペーパーが（広告が少ないために）薄くなっているようにも感じる。今回の出張の際に、空港までのリニアモーターカーの座席の後ろについている広告スペース（一等地的スペースだろう）が空いていたのには驚いた。

そうこうしているうちに、マクロ指標予測も相当低くなってきた。既に発表された大型の景気刺激策を織り込んだとしても、2009年のGDP成長は8%成長に届くかどうか、場合によっては7%割れもあるのではないかと、という印象がある。

中国にとっては事実上初めてという本格調整を目の前にして、日本企業としても中国ビジネスそのものを、もう一度冷静に分析・把握する必要があると考える。今までの中国事業見直しというと、製造現場の効率化や、売り上げ目標未達成の調整といった微修正というようなものだった。しかし、今回は、事業の状況を再度俯瞰的に捉え、深く事業を認識・分析した上でのより根本的な『変革』というものとなるだろう。この原稿では、見直しの作業全体ではなく、『考え方』とでも言うべきポイントに絞って記述したい。

2. 中国事業見直しのポイント

そのための事業見直しのポイントは、現場の深い事情と、全社的な判断の両方の視点を同時に持つことである。海外・中国経験が豊富なグローバル化企業を除けば、このような状態は、これから意図的に作り出していく必要がある状態だろう。多くの企業では、本社の企画部門では中国固有の事業環境が理解できていないし、逆に現地法人幹部は全社のリソースの限界・配分の事情を理解した上でのジャッジメントが出来る状態に無い（能力の問題というより、情報量の問題だろう）。

しかし、今回のビジネス環境の急変は、社内事情を待ってくれるほどのんびりしていないようだ。ピンチであれ、チャンスであれ、非常に早いタイミングでジャッジメント・アクションを起こしていく必要があるだろう。たとえば、資金不足から追加投資を行うか、業界マップを塗り替えるようなM&A案件が持ち込まれる、などの中国事業全体を大きく左右するような局面が、思ったよりも早く、しかも、突然に来るかもしれない。もともと中国ビジネスはすばやい意思決定が成功要因の一つであったが、今後はそれが発展のための必要条件になってくるのではないだろう。

うか。たとえば、現地企業とのアライアンスに当たって、本社の決済を得るのに半年・一年もかかるという状況では、いずれにしてもタイミング的にアウトという状況だろう。

そのためには、意思決定を行えるだけの情報が組織の中に蓄積されている必要がある。これは、ただ単に月次レポートで財務数値を把握しているというレベルでなく、本質的な事業環境の変化について理解していることに意味がある。たとえば、自社の中国ビジネスにおいて、下記のような点に、包括的かつ具体的に回答できる企業はどの程度いるだろうか？

- 顧客ニーズの変化
 - ◇ 顧客の求めている価格・納期は変化していないか？
 - ◇ そもそも顧客セグメントの境界がずれてきていないか？
- 競合状態の変化
 - ◇ 欧米・中国企業の戦略に変化はあるか？（景気悪化によるスピードダウンや、逆に追加投資による引き離しなどがあるか？）
 - ◇ M&Aによる集約で、競合マップそのものが変わってきていないか？
- 自社の優位性
 - ◇ 市場の中でのプレゼンスは一年前と同じか？
 - ◇ 自社の製品・サービスは市場の中で一定の優位を維持し続けているか？（中国系企業との差が減少していないか？）

また、上記のような知識は、重要なジャッジメントが出来る経営トップ層、および、計画策定・実行レベルの中核メンバーが共通認識を持っているような『組織的知識』とでも言うべきレベルに達している必要がある。前線の担当者のみが、市場をよく理解していても、結局アクションにまで至らない、というケースは中国事業については、非常に多く見られる。要は、中国ビジネス建て直し論は理屈としては正しいのだが、本社・取締役会を説得できないため、本質的な解決策というよりも、取り敢えず手を付けやすい施策しか取れないという状況に陥る例が多いのである。

3. 事業見直しの実行にあたっての留意点

実際の中国事業の見直しのためには、再評価→修正計画策定→アクションという流れが必要である。これは、日本国内でのPDCAと基本的には同じであるが、中国ビジネスの場合、多少気をつけないといけないところがある。

一つは、業界を俯瞰しなおすことがまず前提となることである。中国においては事業全体を俯瞰するようなデータは少なく、特に日本語で読める業界情報というのは、自動車業界など一部のデータリッチな業界以外、あまり包括的なものは無い（中国語の単発ニュースの翻訳は多い）。したがって、日本本社や、場合によっては中国現地にも、最新の業界俯瞰情報が存在していないケースが多い。われわれがヒアリングに伺うクライアント様でも、自社の販売データなどから市場を推し量っていることが多く、業界の定量データや深い分析は、数年前行った市場調査の状態と変わっていないというような場合も多い。

次は、将来を複線的に捉えることである。言い換えると、変化のスピードが非常に速く、また、現時点で読みきれない市場・競合状態の変化が起こることを前提とした計画とすることが必要なため、計画の中ではいくつもの変数を設定する必要がある。たとえば、価格競争の進展、集約化一段落後の業界の主要プレイヤー、業界にかかる規制の変化動向というような中期的な予測も含めてシナリオを書くことが必須となる。現時点で最低限入れておかなければならない変数は、市場成長率が大幅にダウンするなかで自社ビジネスが成立するのか、という冷静かつ厳しい目線で

あろう。

内部の分析においては、労働法対応などの直近の現象面での手当てに目が行きがちであるが、より本質的には、自社組織の強みが現在の顧客ニーズを満たしているか、および、競合と差異化が出来る状態になっているか、という点が重要である。その分析のためには、まずは自社のオペレーションがどの程度効率的なのか、という現状を把握する必要があるだろう。可能であれば、この部分はできるだけ定量的に把握すべきである。その次には、その背景となっている、オペレーションを支える人材が育っているか？ システム化で効率的にできているか？ などより定性的な部分の把握を行うことになる。この場合、日本本社との比較以外に、競合他社の状況との比較（ベンチマーキング）で行う方が、中国特有の状態を加味する分析となるだろう。

この部分では、筆者は特に中国の営業のあり方を変えていく必要が有ると思っている。特にBtoB ビジネスで中国企業がクライアントであったり、BtoC ビジネスでも地場企業を各地で代理店にしている場合などは、営業のあり方を中国流にチューニングしていく必要があるケースが多いだろう。もし、本当に製品・サービスの品質・価格に優位性があれば、顧客とのコンタクト現場に問題があるケースがあるはずである。端的に言えば、日本の管理型の営業体制を求めすぎである可能性が高いと考えられる。

計画策定・実行でのポイントをひとつ付け加えると、日本本社と違い、担当できる人材が社内に十分ない場合を想定することである。現業でアップアップの現地スタッフのみで、さまざまな改革を実行していくことは非常に難しいのが現実だろう。かと言って、一つ一つをゆっくり行っているのは、そもそも中国ビジネスの変化のスピードについていけない。やはり、本社側からの十分なサポートが必要であろう。ただし、中国の状況が全く分からない本社スタッフは、逆に障害となり得る。この点は、継続的コミュニケーションから、お互いの状況を理解していくことで効率化するしかないだろう。

以上、中国事業見直しの考え方・実作業場のポイントを記述してきたが、基本的な考え方は日本企業が90年代に行ったリストラクチャリングの考え方、つまり集中と選択や、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を使うことでよいと思う。ただし、上記にもあるように今回はスピード感をもって進める必要がある。また、情報のより少ない中国市場ということを勘案し、日本での計画より多少精度が落ちることも覚悟する必要があるだろう。

4. 最後に

現在のように急激に悪化する事業環境の中では、日本本国やアメリカ市場の変調に対応するための全体戦略をどうするか？ に目が向いている時期かもしれない。しかし、相対的に高い成長力を維持する新興国諸国、中でも市場の巨大さで圧倒的な中国市場への取り組みは、（たとえ撤退というようなオプションとなったとしても）一度本格的に分析し、思い切った意思決定が必要となるだろう。ますます混迷を深める時期になったが、現時点から手を打ち、スピードの鈍る欧米企業・中国企業を凌駕するような行動を起こしていくべきではないだろうか。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(上海)有限公司 (三菱日聯諮詢(上海)有限公司)

所在地：〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL：86-21-5888-3590 FAX：86-21-5047-2180

税務会計:中国の会計・税務

ブライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当: 吉田 将文)

Question :

日本の親会社より、中国企業会計準則(新会計基準)を 2009 年 1 月 1 日から開始する事業年度 (2009 年度) から適用するように指示を受けました。中国現地法人の財務部門の責任者として新会計基準を適用する際に具体的に考慮すべきステップを教えてください。

Answer :

外国投資企業における新会計基準の具体的な強制適用時期は現時点では公表されておきませんが、早期適用を行うことは中国財政部からも推奨されております。また日本における実務対応報告第 18 号の公表により、2008 年 4 月 1 日から開始する事業年度から、日本の親会社は中国現地法人に対して国際財務報告基準 (IFRS) に沿った財務報告を求めています。

上記の状況の下、日本の親会社が中国現地法人に対して、新会計基準を早期適用するように指示を出すケースが増えてきております。ただ、現地の財務部門の責任者として、何から手をつけてよいか分からないと悩んでいるケースも多く、そこで新会計基準を適用する際に具体的に考慮すべきステップを、以下の通りまとめさせていただきました。

1 新会計基準導入が財務諸表に与える影響の把握

- ▶ 現行の会計基準と新会計基準の差異の把握
 - ーチェックリストを利用した会計処理における差異の把握
 - ー新会計基準の開示雛形を利用した貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書の勘定科目、及び財務諸表注記項目の差異の把握
- ▶ 影響額の把握 (インパクト・スタディ)
 - ーある一定時点において、上記の差異のうち特に重要な影響のある会計処理について、おおよその影響額を把握
 - ー担当会計事務所によるレビューの実施

2 新会計基準導入時に必要となる手続

▶ 公式的な手続

- － 董事会における新会計基準の採用の承認
- － 財務会計制度の改訂
 - － 改訂後の財務会計制度の所轄財政局への届出

▶ 実務上考慮すべき手続

- － 導入プロジェクトの責任者の決定
- － 導入スケジュールの策定
- － システム及び会計ソフトの見直し及び更新
- － 財務担当者に対する社内教育、外部勉強会への派遣
- － 会計・決算処理マニュアルの見直し

3 新会計基準に基づいた会計・決算処理マニュアルの見直し

- － 勘定科目一覧表の作成
- － 仕訳伝票、決算資料の様式／作成者／承認者の再制定
- － 決算スケジュールの作成
 - － 決算整理、財務諸表注記作成のための計算基礎資料の収集
 - － 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、所有者持分変動表及び財務諸表注記の雛形の作成

なお、持株会社等、連結財務諸表の作成が要求される中国現地法人の場合は、すべて連結ベースでの対応も考慮する必要があります。

4 新会計基準適用初年度に必要な会計処理

- － 税効果会計の初年度適用等、新会計基準で要求される所定の項目についての期首留保利益の遡及修正
- － 新会計基準に基づいた前年度の比較財務諸表の修正

最後に、新会計基準導入過程においては、日本の親会社の財務責任者及び担当会計事務所と相談しながら進めていくことをお勧めします。

◆税務 (担当：後藤 洋一)

Question :

関連企業間利息支出の損金算入の取扱いについて教えてください。

Answer :

新企業所得税法の「特別納税調整」部分にある「過少資本の防止」条文によれば、企業が関連企業から受け入れた債権投資と持分投資の比率が一定の基準を超える場合、超える部分の借入利息を課税所得から控除することができません。最近、財政部、国家税務総局が『財政部、国家税務総局：関連企業間利息支出の税前控除標準に関する税收政策問題に関する通知』、即ち財税[2008]121号（以下は「121号」と略す）を公布し、当該基準比率及び関連規定について公表しました。

121号においては、(1) 企業が実際に関連企業に支払う利息支出について、関連企業からの債権投資対持分投資の比率が、金融企業が5:1、その他の企業が2:1の基準比率以内の部分は損金算入できますが、超える部分は発生年度及びその後の年度の双方において損金算入できないと規定されています。(2) しかしながら、当該取引が独立企業間取引原則に従う証明資料を提出できれば、若しくは、借り手側に適用される実行税率が貸し手側に適用される実行税率より高くない場合には、国内関連企業への利息支出を損金算入することができます。

(3) 金融事業と非金融事業とに同時に従事している場合、関連企業への利息支出を合理的に分けて計算する必要があります。計算しない場合、利息全額をその他の企業と同基準にて損金算入額を計算します。(4) 企業が関連企業から取得する利息収入全額（借入企業が損金算入できない利息を含む）は関連規定に基づき、企業所得税を申告する必要があります。

上記の比率は国際標準よりも厳しいものとなっております。関連企業からの借入が多い企業に対しては、今後の検討が必要であります。しかしながら、今の段階では、「過少資本の防止」に不明確な点が幾つかあります。例えば、基準比率の計算期間や計算方法、金融企業の具体的な範囲ならびに関連企業間取引が独立企業間取引原則に従うことを証明する書類詳細等の点がまだ明確にされておられません。

それらの疑問点は間もなく公布される『特別納税調整管理方法』（以下は「管理方法」と略す）により明確にされる見込みです。今年3月中旬に発表された管理方法草案の中に多少の内容が示されております。当該草案に基づけば、上記比率は2008年1月1日から適用となり、月ごとの平均値にて計算される可能性があります。また、基準を超えて利息を損金算入し、企業所得税を過少納付する部分に対しては、税務機関が罰金を課する可能性があります。しかしながら、企業がその取引が独立企業間取引原則に従うことを証明できれば、罰金を免除する可能性があります。また、草案に基づき、企業が提出する書類には、企業の債務返済力分析、適用利息利率が独立企業間取引原則に従うことの説明、貸付期限、関連企業間対非関連企業間の貸付比較などの情報提出が要求されるかもしれません。

121号により、「過少資本の防止」が罰金を伴う内容であることが明らかとなりました。借入企業は基準超過部分の関連企業間利息支出を損金算入できない一方、貸付企業は借入企業が損金算入できない利息部分を含む利息収入全額を課税所得とされる見込みです。従いまして、借入企業において債権投資対持分投資の比率を確認し、貴社ビジネスにおいて調整可能であれば、企業金融の調達手段を調整することをお勧め致します。年度末にさしかかっている今、債権投資対持分投資比率を基準比率に調整することが緊急の対応課題と思われます。万が一、基準比率を超過する場合、企業は関連企業からの借入が独立企業間取引原則に従う、という証明資料を用意する方法も考えられます。

いずれにしても、いまだ不明な点が幾つかありますので、企業は今後の規定追加に引き続き注目し、適時に対応措置を取られることをお勧め致します。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)
プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23238888
Fax : 86+21-23238800

人事: 変革期の中国における人事現場の課題と現状－中堅採用のミスマッチと対策②－

Pasona Group

内外環境変化により今後の市場動向が注目される中国事業においては、今まで以上に核となる高度人材を確実に組織に蓄えていく事が持続的な事業成長への鍵となるでしょう。それには長期的な視野での幹部育成は言うまでもなく、市場変化に迅速に対応していくための「即戦力人材」の外部調達も必要不可欠となっています。しかし現実には、人件費コントロール圧力と反比例するかのような人件費高騰により、多くの企業で中堅採用が思うように進まないという悩みを抱えているのが実情です。

前回に続き、日系企業各社が抱える中堅採用の課題とその対策について採用現場からの声や成功例を基にレポートします。

- 採用現場の悩み
1. 求める人材がない、見つからない (前号掲載)
 2. 人材が見つかっていても給与が高く折り合わない
 3. 短期の離職、能力不足

2. 人材が見つかっていても給与が高く折り合わない (自社の給与バランスに合わない)

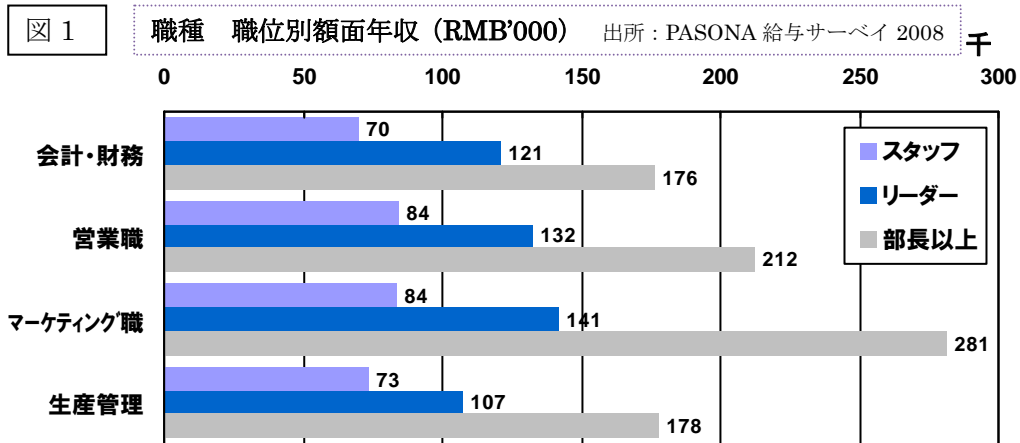
近年、中国の日系法人では総合的な人事管理が浸透し、賃金テーブルをはじめ評価制度と連動した給与制度が整ってきました。合理的な給与制度により処遇の透明性が増し、納得性の高い人事管理が行われることで従業員への定着促進効果も期待できます。しかしながら、せっかくの制度も運用方法によっては逆に妨げとなり柔軟な対応ができないが故に、かえって有能な人材を逃してしまうことにもなりかねません。制度を活用しながらも弾力的な採用を進めるためにはどんな手だてが考えられるのか。以下に、その対応事例をご紹介します。

- 1) コア人材の価値を測りなおしてみる
- 2) 給与構造で弾力性を高める
- 3) 周辺福利で差をつける、埋める
- 4) 雇用形態で差をつける

1) コア人材の価値を測りなおしてみる。

中国人社員の給与は年々一定割合で上昇基調にあるものの、職種や職位によってその上昇幅は一定ではありません。日系企業の求める中堅人材は外国語能力や特定の業界、職務の経験保持者であり、現在の人材市場では限られたホワイトカラーとして慢性的な不足状態にあります。そのため、中間管理職以上の処遇は全体平均以上に上昇しているのが実態です。

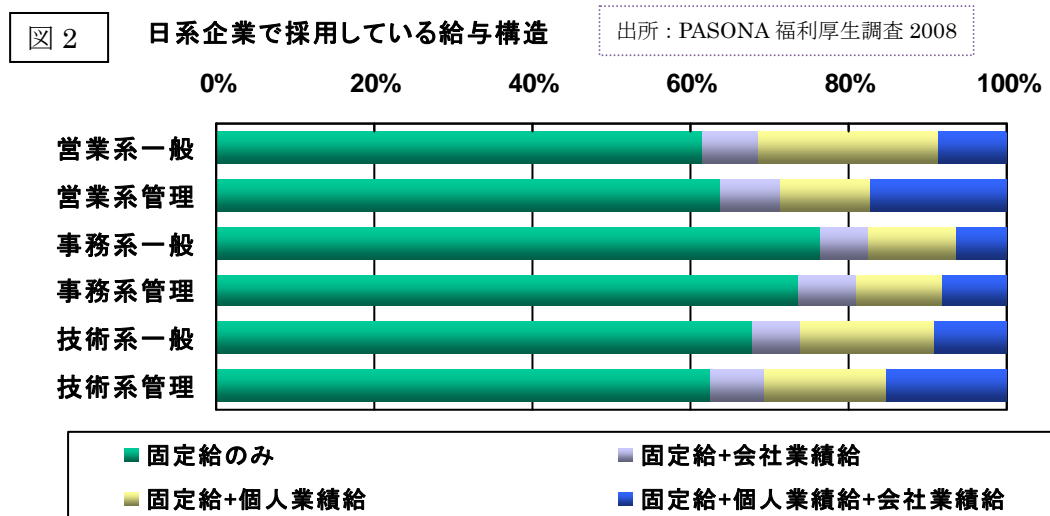
以下は、2008年版の弊社グループ調査による給与サーベイからの抜粋です。



自社の給与テーブルと市場との乖離があまりに大きい場合には、採用時の交渉難航のみならず既存の中核社員リテンション弊害となる恐れがあります。そのため特に中堅以上の経験人材については定期的に自社水準と市場状況を比較検討し、職種や能力によっては時には大胆な傾斜配分を行うことも必要でしょう。

2) 給与構造で弾力を高める

採用時の給与条件交渉において基準となるのは主に月給、成果給、ボーナスですが、在中の日系企業の実態として成果給を導入している企業は限られているのが現状です。図2をご参照下さい。2008年版の弊社サーベイによれば、回答企業の6割以上が固定制給与制であり、個人業績や会社業績を給与に反映させる変動給与制を導入している企業は全体の4割未満という結果でした。営業、事務、技術といった職種を問わずこの傾向は類似した結果となっています。従来の製造、輸出型の事業から国内市場向け事業が拡大する中、営業職を中心とした成果給の効果的な活用は、固定給与での単純な相場比較対策としても有効な手段となります。また今後の中国経済、国内市場の変化に対応していく意味でも、固定費を一定に抑え人件費を業績に合わせて弾力的にコントロールする施策として成果給の活用が考えられます。



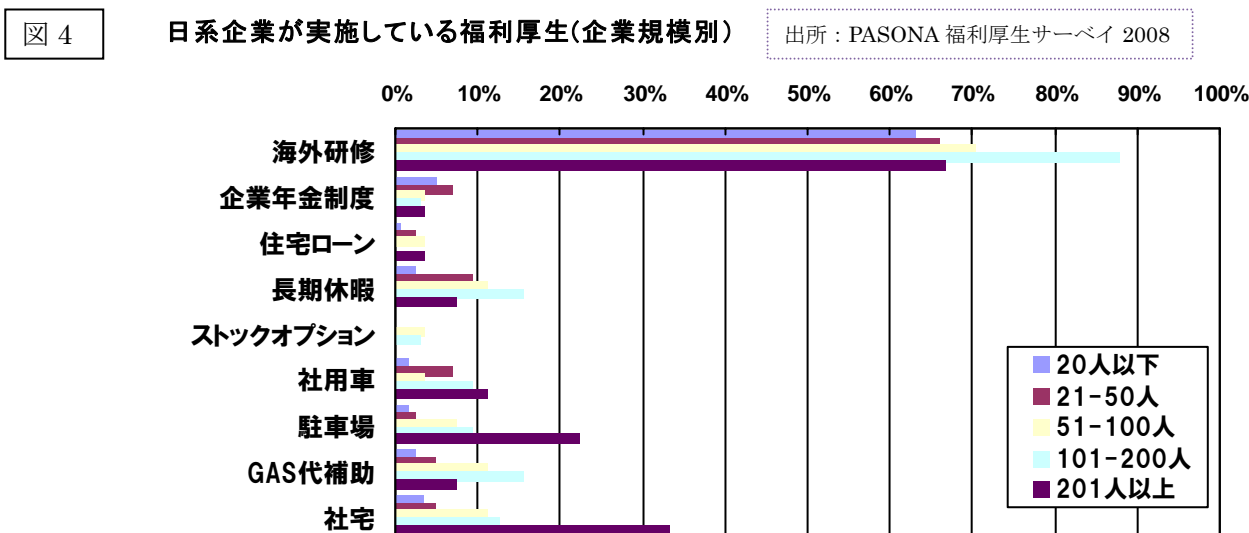
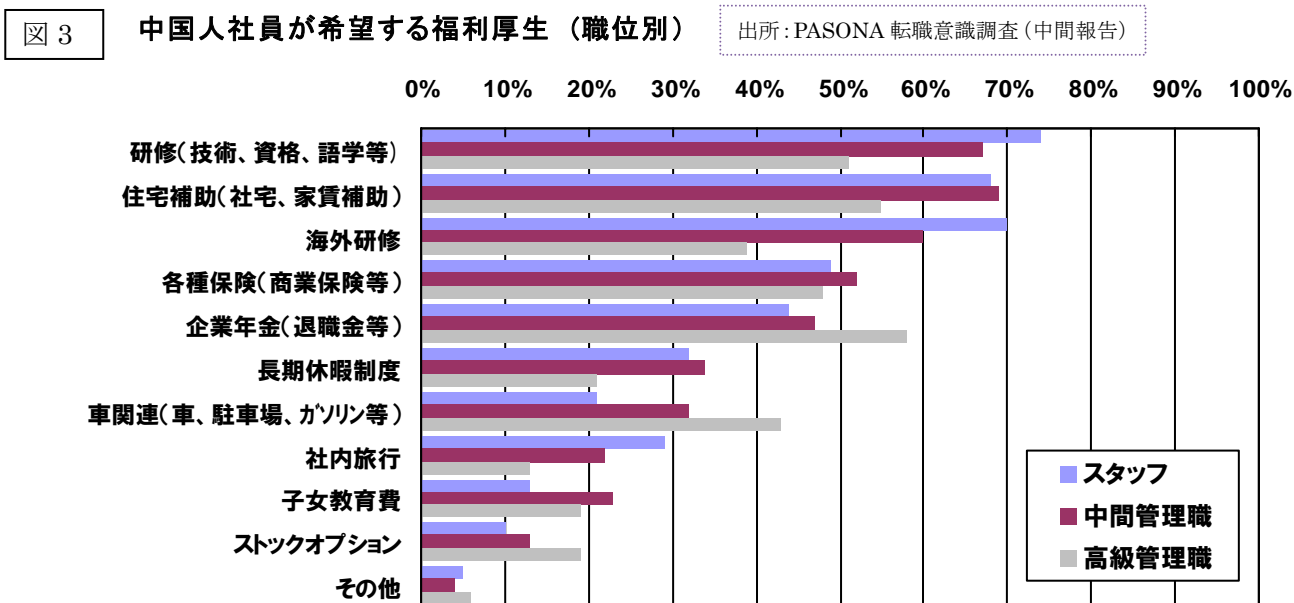
3) 周辺福利で差をつける、埋める

採用時の処遇交渉の中で、実質的な給与以外に重要とされるのが福利厚生制度です。処遇が希望額値に達していない場合、福利厚生を含むトータルベネフィットでの条件交渉が可能な場合もあるため、難航する条件交渉においては職種や職位に応じて周辺福利を上手く活用するのも一つの手段です。

下記、図 3、4 は弊社が実施した福利厚生に対する意識調査と実態調査です。社員から要望の高い項目に研修（海外含む）があり、これに対しては多くの日系企業で導入が進んでいます。一方、その他の項目についての実施率は10%前後に留まりました。

中国人社員にとって福利厚生の充実した企業は非常に魅力的であり、福利制度の活用による定着促進効果も期待できます。

人件費コントロールが一層重要となる市場においては、一律付与というよりも、リテンションや処遇幅の調整を意識しながら、職位、年代に応じた運用を行うことも有効でしょう。



4) 雇用形態で差をつける

幹部職社員の採用において条件の乖離が大きく、どうしても希望報酬を提供できない場合には、ベースとなる雇用形態(階層、グレード)を変えることも手法のひとつです。現在の中国法人での雇用はローカルエリアの現地法人雇用が中心ですが、今後の中国事業の広域化に備え、中国全土をロケーションとした広域雇用(リージョナル社員)、やがては今後中国からアジア周辺国、その他エリアへの事業展開に必要なグローバル雇用(グローバル社員)という雇用形態の区別も必要になってくると思われます。雇用の棲み分けで報酬テーブルや福利の調整を合理的に実現させることも可能です。また報酬総額を調整できない場合であっても雇用形態を一段上層階とし、幹部としての位置づけと期待値を明確に示すことで求める人材を獲得する可能性が生まれます。

中堅以上の採用においてどうしても給与条件が折り合わない場合、単一的な給与交渉だけでなく、人材への期待値に応じて周辺システムや雇用形態をも含めて総合的に調整を試みることで、人材獲得のチャンスが大きく広がります。

今回は、採用後の試用期間内での辞職や解雇について原因の考察と対策をレポートします。

(執筆者からのメッセージ)

中国: パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL: 86-21-5382-8210 FAX: 86-21-5382-8219

E-mail: pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河区北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613 TEL: 86-20-3891-1701 FAX: 86-20-3891-1702

E-mail: jsgz@pasona.com.cn

パソナ北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 弁公楼 603B 室 TEL: 86-10-8518-7172 FAX: 86-10-8518-7173

E-mail: beijing@pasona.com.cn

日本: 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL: 03-6214-1571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: info@pasona-global.com

【PASONA 福利厚生調査 2008】

- 調査実施日: 2007年11月～12月
- 調査対象: 中国進出 日系企業
- 調査方法: WEB アンケート調査
- 有効回答: 全土 266 社 (華東: 168 華南: 89 華北: 9)
- 回答企業属性:
 - 進出形態 独資 69.2% 合弁 11.7% 駐在員事務所 17.3% その他 1.8%
 - 従業員数 20 人未満 47.4% 21～50 人 16.5% 51～100 人 10.5% 101～200 人 12.8%
 - 201 人以上 10.5% NA 2.3%

【PASONA 転職意識調査 (中間報告)】

- 調査期間: 2008年8月～
- 調査対象: パソナ中国の中国人登録者およびメールマガジン登録者
- 調査方法: インターネットアンケート
- 有効回答: 1405 名 (華南地区 814 名 / 華東地区 591 名)
 - 男性 638 名 / 女性 767 名
 - スタッフ 756 名/中間管理職 420 名/高級管理職 (部長以上) 75 名



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16樓	86-755-8222-3060
広州支店	広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホテイインクワンワラサ)2617号室	86-28-8674-5575
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	---------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。